

第十五号様式(第三条の四関係)(A4)

建築基準法第6条の2第1項の規定による

証

第23UDI1S建05543-2号 令和5年11月18日

株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次様

> -ディーアイ確認材 代表取締役

下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第 読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しているこ

記

- 1. 建築場所、設置場所又は築造場所 東京都練馬区土支田4丁目886番7
- 2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(1)主要用途

一戸建ての住宅

(2) 工事種別

(3)延べ面積

新築

a.申請部分

96.50 m2

b.申請以外の部分

 0.00 m^2

c.合計

1棟

96.50 m²

(4)申請棟数

(5)主たる建築物の構造

木造(在来)

地階の階数

2階

(6) 主たる建築物の階数

地階を除く階数(地上階数)

0階

(7)建築物の名称又は工事名

土支田4丁目分譲 新築工事

3. 確認を行った確認検査員氏名

渡邊 卓也

- 4. 適合判定通知書の番号
- 5. 適合判定通知書の交付年月日
- 6. 適合判定通知書の交付者

第

令和

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。



第十五号様式(第三条の四関係)(A4)

建築基準法第6条の2第1項の規定による

証

株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次 様

第23UDI1S建05543号 令和5年10月24日

代表取締役 鈴木

下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第 読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合している。

記

- 1. 建築場所、設置場所又は築造場所 東京都練馬区土支田4丁目886番7
- 2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - (1)主要用途

一戸建ての住宅

(2)工事種別

(3)延べ面積

新築

a.申請部分

b.申請以外の部分

c.合計

1棟

(4)申請棟数

(5) 主たる建築物の構造

木造(在来)

(6) 主たる建築物の階数

地階を除く階数(地上階数)

地階の階数

土支田4丁目分譲 新築工事

3. 確認を行った確認検査員氏名

(7)建築物の名称又は工事名

渡邊 卓也

さんさんさんだんだんだんだんだんだん かんかん かんかんかん たんだん だんだん はんだん はんだん はんしん

4. 適合判定通知書の番号

5. 適合判定通知書の交付年月日

6. 適合判定通知書の交付者

2 階

0階

96.50 m

 0.00 m^2 96.50 m²

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第四号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

計画変更確認申請書 (建築物)

(第1面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

ユーディーアイ確認検査株式会社 代表取締役 鈴木 徹 様

令和5年11月14日

	株式会社シンセイハウジング
申請者氏名	代表取締役 増田菊次

	エム.	デザインオフィス	
設計者氏名		仲田 敏〕	E

【計画を変更する建築物の直前の確認】

【確認済証番号】 第23UDI1S建05543

뭉

【確認済証交付年月日】令和5年10月24日

【確認済証交付者】 ユーディーアイ確認検査株式会社 代表取締役 鈴木 徹

計画変更の概要:	理由:
敷地面積の減少変更とそれに伴う関係法令	確定測量により敷地面積
	の減少変更となった為

※手数料欄 : 別紙による								
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄					
日付:令和5年11月14日			日付:					
第 05543-2 号		別紙による	第 05543-2 号					
係員氏名: 別紙による			係員氏名: 別紙による					

(第二面)

建築主等の概要

[1	. 建築主】										
	【イ.氏名のフリガナ】	カフ゛シキカ゛イシャシンセイル	ハウシ゛	ング ダ イヒョウ	ナリシマ	リヤク マスタ゛キ!	クシ゛				
	【口.氏 名】	株式会社シンセ	イハ	・ウジング イ	代表用	対締役 増田	菊沙	Ż			
	【ハ.郵 便 番 号】	〒 179-0076									
	【二.住 所】	東京都練馬区土	支田	3-18-5							
	【ホ.電 話 番 号】	03-5875-6261									
[2	. 代理者】										
• -	【イ.資格】	(1級)	建築士	(大臣)	登 録	第	302663	号
	【口.氏 名】	仲田 敏正	,	~~~	`	ΛЩ	,	77. >4	713	002000	
	【ハ.建築士事務所名】	(1級)	建筑十重務所	(塔 王)	知事登録	笋	(5) 8352	문
	[/ 1.在来工事场///有]	エム.デザイン:			(利亚州	,	AF T T M	ХIJ	(0) 0002	9
	【二.郵 便 番 号】	〒 352-0021	~ /	7.7							
	【ホ.所 在 地】	埼玉県新座市あ	<i>t</i>	`9_9_91							
		048-201-2402			0.49	477 949C					
10	【へ.電 話 番 号】 . 設計者】	046-201-2402		【FAA留写】	046-	411-2420					
ľ											
	(代表となる設計者)		,	7-1-1-1-1-1	,	Lend	\	7V AT	ArA-	000000	
	【イ.資格】	(1級)	建梁士	(大臣)	登 球	第	302663	号
	【口.氏 名】	仲田 敏正	,		,	14 - 15		/ 	tota	(=)	-
	【ハ.建築士事務所名】			建築士事務所	(埼玉県)	知事登録	第	(5) 8352	号
		エム、デザイン	オフ	イス							
	【二.郵 便 番 号】										
		埼玉県新座市あ	たこ	3-2-21							
	【へ.電 話 番 号】	048-201-2402									
	【ト.作成又は確認した	設計図書】	硝	[認申請図一式							
	(その他の設計者)										
	【イ.資格】	()	建築士	()	登 録	第		号
	【口.氏 名】										
	【ハ.建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録	第		号
	•	•	Í		•		ŕ				·
	【二.郵 便 番 号】	₹									
	【ホ.所 在 地】										
	【个.電話番号】										
	【ト.作成又は確認した	設計図書】									
	【イ.資格】	()	建築士	()	登 録	第		号
	【口.氏 名】										
	【ハ.建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録	第		号
	【二.郵 便 番 号】	₹									
	【ホ.所 在 地】										
	【へ.電 話 番 号】										
	【ト.作成又は確認した	設計図書】									
	【イ.資格】	()	建築士	()	登 録	第		号
	【口.氏 名】	(,	本 未上	(,	立 郑	ХÞ		• 3
	【ハ.建築士事務所名】	(١	建築士事務所	()	知事登録	绺		号
	1/ 1. 杜采工事伤所有 】	()	仕未上事伤 別	(,	和学立或	//i		7
	【二.郵 便 番 号】	〒									
	【 · · 斯 · 使 · 彼 · 方 】 【 · · · · 所 · · 在 · · 地 】	ı									
	【个.電話番号】	:n:31.□□ = 1									
	【ト.作成又は確認した	双									

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、
□ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者
【イ.氏 名】
【口.資格】 構造設計一級建築士交付第 号
□ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者
【イ.氏 名】
【口.資格】 構造設計一級建築士交付第 号
□ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者
【イ.氏 名】
【口.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏 名】
【口.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏 名】
【口.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
□ 建築士法第20条の3第3項の表示をした者
【イ.氏 名】
【口.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏 名】
【口.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
【イ.氏 名】
【口.資格】 設備設計一級建築士交付第 号
4. 建築設備に関し意見を聴いた者】
(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)
【イ.氏 名】
【口.勤 務 先】
【八.郵 便 番 号】 〒
【二.所 在 地】
【水.電 話 番 号】
【个.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書 】
-
(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)
【イ.氏 名】
【口.勤 務 先】
【ハ.郵 便 番 号】 〒
【二.所 在 地】
【ホ.電 話 番 号】
【个.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書 】
【イ.氏 名】
【口.勤 務 先】
【八.郵 便 番 号】 〒
【二.所 在 地】
【水.電 話 番 号】
【个.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書 】
【イ.氏 名】
【口.勤 務 先】
【八.郵 便 番 号】 〒
【二.所 在 地】
【水.電 話 番 号】
【个.登録番号】
【 ト. 意見を聴いた設計図書 】

【5. 工事監理者】							
(代表となる工事監理	王 老)						
	(1級) 建筑土	(+1	· ·	登	第 302663	므
【口.氏 名】) 建采工		£ /	丑. 购	30 302003	7
-		7-h hhr 1	/ #=	· 18 \	4	## (E) 00E0	
【ハ.建築士事務所名】) 建築士事務所	(埼玉	: 県)		弗 (5)8352	亏
	エム. デザイン	オフィス					
【二.郵 便 番 号】	₹ 352-0021						
【ホ.所 在 地】	埼玉県新座市あ7	こご3-2-21					
【へ.電 話 番 号】	048-201-2402						
【ト.工事と照合する設計	計図書 】	確認申請図一式					
(7 o W o 7 = FL-711 +	* \						
(その他の工事監理者			,				_
【イ.資格】	()建築士	()	登 録	第	号
【口.氏 名】							
【ハ.建築士事務所名】	() 建築士事務所	()	知事登録	第	号
【二.郵 便 番 号】	〒						
【ホ.所 在 地】							
【へ.電 話 番 号】							
【ト.工事と照合する設調	計図書 】						
-							
【イ.資格】	()建築士	()	登 録	第	号
【口.氏 名】							
【ハ.建築士事務所名】	() 建築士事務所	()	知事登録	第	号
【二.郵 便 番 号】	〒						
【ホ.所 在 地】							
【个.電 話 番 号】							
【ト.工事と照合する設計	計図						
I TACWELLOW							
【イ.資格】	() 建築士	()	登 録	第	号
【口.氏 名】							
【ハ.建築士事務所名】	() 建築士事務所	()	知事登録	第	号
【二.郵 便 番 号】	〒						
【ホ.所 在 地】							
【个.電 話 番 号】							
【ト.工事と照合する設	¥M → I						
【6. 工事施工者】							
	少丰 医 经 0.	h					
【イ.氏 名】	代表取締役 竹口		`	tete	ńЛ. О. 40.4≡		
【口.営 業 所 名】	建設業の許可	•)	界	般-2 4645	亏	
	株式会社ヤマダス	アームス					
•	〒 370−0841						
【二.所 在 地】	群馬県高崎市栄岡	丁1-1					
【ホ.電 話 番 号】	027-310-2244						
【7. 構造計算適合性判定	三の申請】						
□ 申請済 ()					
□ 未申請 ()					
■ 申請不要							
		(m					
【8. 建築物エネルギー派	育費性能確保計画(の提出】					
□ 提出済 (□ 未提出 ()					
■ 提出不要 ()					
= KH174 (,					
【9. 備考】							
し 十田 4 プロハきな がためっ	r dr						

土支田4丁目分譲 新築工事

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	東京都練	馬区土支田4丁	目886番7								
【2. 住居表示】	東京都練	馬区土支田4丁	目19-10								
【3. 都市計画区域及び準都											
	■ 都市計画	i区域内	(■ 市街	化区域	□ 市街	5化調整区	域 □ 🛭	区域区分	·非設定)		
	□ 準都市計	画区域内	□都市	計画区	域及び準都						
【4. 防火地域】	□ 防火地域	■ 準	 方火地域	□ 指:	定なし						
【5. その他の区域、地域、	地区又は街	区】									
第1種高度地区 土地区區	画整理事業を	と施行すべき区	域 最低敷	地面積	(80㎡) 大	!泉風致地	区 最高高さ	:10m	日影規制 4	h-2.5h	
1.5m											
【6. 道路】											
【イ. 幅 員】		5.000	m								
【ロ.敷地と接している部	分の長さ】	5. 310	m								
【7. 敷地面積】											
【イ.敷 地 面 積】	(1)	99. 17) ()	()	()	m^2
	(2)) ()	()	()	m^2
【口.用途地域等】	(第一種低層住居専	用) ()	()	()	
【ハ.建築基準法第52条第	1項及び第2	2項の規定によ	る建築物の	容積率]						
	(100.00) ()	()	()	%
【二.建築基準法第53条第	1項の規定に	こよる建築物の	建蔽率】								
	(50.00) ()	()	()	%
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)	99. 17	m^2								
	(2)		m²								
【へ. 敷地に建築可能な延	べ面積を敷	地面積で除した	と数値】			100	0.00 %				
【ト. 敷地に建築可能な建			··· ·· -			60	. 00 %				
【チ.備 考】	角地緩和	による 風致力	地区による								
【8.主要用途】 (1	区分 08010)	一戸建ての住	宇								
【9. 工事種別】								11.106		111-124-1	
■新			〕改築	□ 移轉		用途変更	□大規模		□ 大規模		
■ 新領		(申請部分	〕改築)	(申請以外)	(合	 計)	
■ 新領 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全			〕改築)	李 m²
■ 新修 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎	体】	(申請部分	〕改築)	(申請以外)	(合	計 49. 21)	m²
■ 新郷 【10.建築面積】 【10.建築面積】 【イ.建築物全 【ロ.建厳率の算定の基礎となる建築面	体】	(申請部分]改築 21 21))	(合	 計)	
■ 新郷 【10. 建築面積】 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面【ハ. 建 厳	体】	(申請部分 (49. (49.	〕改築)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21)	m²
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎 となる建築面 【ハ. 建 厳 【11. 延べ面積】	体】 積】 率】	(申請部分 (49.1 (49.1 (申請部分	〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外	の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m²
■ 新郷 【10.建築面積】 【イ.建築物全 【ロ.建藤率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 蔽 【11.延べ面積】 【イ.建築物。	体】	(申請部分 (49.1 (49.1 (申請部分	〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21)	m²
■ 新郷 【10.建築面積】 【イ.建築物全 【ロ.建藤率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 厳 【11.延べ面積】 【イ.建築物金】 【ロ.地階の住宅又は	体】 積】 率】 全 体】	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1	〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m²
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 厳 【11. 延べ面積】 【イ. 建 築 物 至 【ロ. 地階の住宅又は 老人ホーム等	体 】 積 】 率 】 全 体 】	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1	〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m² m²
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 厳 【11. 延べ面積】 【イ. 建 築 物 会 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等	体】 積】 率】 全 体】 等の部分】 8の部分】	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1	〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m²
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 厳 【11. 延べ面積】 【イ. 建 築 物 至 【ロ. 地階の住宅又は 老人ホーム等	体】 積】 率】 全 体】 等の部分】 Aの部分】 一ム等	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 厳 【11. 延べ面積】 【イ. 建 築 物 気 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等 【ハ. エレベーターの昇降路【ニ. 共同住宅又は老人ホーの共用の廊下等	体】 積】 率】 全 体】 等の部分】 らの部分】 ーム部分】	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 ((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m² m² m² m² m²
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 蔽 【11. 延べ面積】 【イ.建 築 物 至 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等 【ハ.エレベーターの昇降器【ニ. 共同住宅又は老人ホ	体】 積】 率】 全 体】 等の部分】 らの部分】 の部分】 の部分】 の部分】	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (((((((((((((((((((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 蔽 【11. 延べ面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等 【ハ. エレベーターの昇降器【ニ. 共同住宅又は老人ホーの共用の廊下等 【ホ. 認 定 機 械 室 等 の 【へ. 自 動 車 車 等 の	体】 積】 全 体】 等の部部分】 の部部分】 の部のの部部分】 のの部のののののののののののののののののののののののののののののののののの	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (((((((((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■ 新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 厳 【11. 延べ面積】 【イ. 建 築 物 気 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等 【ハ. エレベーターの昇降器 【ニ. 共同住宅又は老人ホーの共用の廊下等 【ホ. 認 定 機 械 室 等の	体】 積】 全 体】 等ののおかい。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 ((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■新郷 【10. 建築面積】 【イ. 建 築 物 全 【ロ. 建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ. 建 蔽 【11. 延べ面積】 【イ. 建 築 物 名 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等 【ハ. エレベーターの昇降路 【ニ. 共同住宅又は老人ホーの共用の廊下等 【ホ. 認 定 機 械 室 等 6 【へ. 自 動 車 車 庫 等 6 【ト. 備 蓄 倉 庫 の	体】 章 本】 を かかり かかり かかり かかり かかり かかり かかり かかり かかり か	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (((((((((((((((((((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■新郷 【10.建築面積】 【イ.建築物全 【ロ.建廠率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 厳 【11.延べ面積】 【イ.建築物【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等【ハ.エレベーターの昇降路【ニ.共同住宅又は老人ホの共用の廊下等【ホ.認 定機械室等の【小.超 散 車車車車(【ト.備蓄倉庫の】【チ.蓄電池の設置	体】 積率】 全 節ののよの部のの部のののののののののののののののののののののののののののののの	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (((((((((((((((((((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■新郷 【10.建築面積】 【イ.建築物全 【ロ.建廠率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 蔽 【11.延べ面積】 【イ.建築物【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等【ハ.エレベーターの昇降器【ニ.共同住宅又は老人ホーの共用の廊下等【ホ.認定機械室等の【小.超 動車車庫等の【小.借蓄倉庫の【チ.蓄電池の設置【リ.自家発電設備の設置	体 オ 本 全 等のの一等のの 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (((((((((((((((((((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	mi m
■新郷 【10.建築面積】 【イ.建築物全 【ロ.建厳率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 蔽 【11.延べ面積】 【イ.建築物(上、地階の住宅又は老人ホーの昇降間(上、地階の住宅又は老人ホーの共用の廊下等(上、認定機械室等の(上、認定機械車庫等の(上、備蓄倉庫の(上、備蓄)をは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	体 積率 全 節の一をのの 計 置計 置い 体 分分分 等分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (((((((((((((((((((〕改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■新り 【10.建築面積】 【イ.建 築 物 全 【ロ.建廠率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 厳 【11.延べ面積】 【イ.建 築 物 【11.延べ面積】 【イ.建 築 物 【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等【エ.共同住宅又は老人ホーの共用の室、機 車 庫 の 【ホ.認 定 機 車 庫 で の共用の 室 等 領 【小. 借 蓄 電 産 の 【チ. 蓄 電 発 電 の 【チ. 蓄 電 発 で の 置 の 置 の この で の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	体 積率 全 節の一をのの 計 置計 置い 体 分分分 等分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分	(申請部分 (49.1 (申請部分 (96.1 (((((((((((((((((((口 改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49.21 49.21 計)	m² m
■新り 【10.建築面積】 【イ.建 築 物 全 【ロ.建廠率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 厳 【11.延べ面積】 【イ.建 築 物 【11.延べ面積】 【イ.建 築 物 【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等【エ.共同住宅又は老人ホーの共用の室、機 車 庫 の 【ホ.認 定 機 車 庫 で の共用の 室 等 領 【小. 借 蓄 電 産 の 【チ. 蓄 電 発 電 の 【チ. 蓄 電 発 で の 置 の 置 の この で の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し の 不 算 の し か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	体積率全等のの一等である。一番である一等のの一等である。一部のの一部での一部での一部でのできる。一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	(申請部分 (49.1 (中請部分 (96.1 (((((((((((((((((((口 改築 21 21 49.63)) %	(申請以外 (の部分)	(合	計 49. 21 49. 21 計 96. 50)	m² m
■新郷 【10.建築面積】 【イ.建築物全 【ロ.建廠率の算定の基礎となる建築面 【ハ.建 (体積率全等のの一等である。一番である一等のの一等である。一部のの一部での一部での一部でのできる。一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	(申請部分 (49.1 (中請部分 (96.1 (((((((((((((((((((口 改築 21 21 49.63)) %)))))))))))))))))	(申請以外 (の部分)	(合	計 49. 21 49. 21 計 96. 50)	m² m

【12. 建築物の数】							
【イ.申請に係る建築物の数] 1						
【ロ. 同一敷地内の他の建築	物の数】 0						
【13. 建築物の高さ等】	(申	請に係る類	建築物)	(他 0	つ 建 築 物)		
【イ.最 高 の 高 さ】	(7. 985)	()	m	
【口.階数】	地 上 (2)	()		
	地 下 (0)	()		
【ハ.構 造】	木造 (在来)	一部	j	告			
【二.建築基準法第56条第	7項の規定に	よる特例の適	用の有無] = =	有 □ 無		
【ホ.適用があるときは、特例の	○区分 】 ■	道路高さ制	限不適用	□隣	詳地高さ制限不適用	□ 北側高さ制限7	「適用
【14. 許可·認定等】							
都市計画法53条 令和5年	∓10月5日 第R	05都法許可練	馬区00811号	-			
【15. 工事着手予定年月日】	令和 5	年 11 丿	月 1 日				
【16. 工事完了予定年月日】	令和 6	年 2 月	月 20 日				
【17. 特定工程工事終了予定	年月日】				(特	定工程)	
(第回)		年 丿	月 日	()
(第回)		年 丿	月 日	()
(第回)		年 丿	月 日	()
【18. その他必要な事項】							
【建築基準法第12条第1項の	規定による調	査の要否】	□要 ■召	5			
【建築基準法第12条第3項の	規定による検	査を要する防.	火設備の有無	無】 □有	■無		
住宅用火災警報器	=\+\=\	:		D			
風致地区(建築) R05.10.0 築)R05.11.10 5練風致第150	02 5練風致第 6号 風致変更			R05.10. 0 5練風致	02 5練風致第157号 第157号	一風致変更計可(建	
)() (100.11.10 O)()()()()		.41 7 ((242/4)		0 0///2/190	>10101 J		

【19. 備 考】

(第四面)

建築物別概要											
【1.番号】	1										
【2.用途】	(区分	08010) 一戸廷	と での住宅							
	(区分)								
	(区分)								
	(区分)								
	(区分)								
【3. 工事種別】											
	新築 🗆	増築	□ 改築	□ 移転	口戶	用途変更	□ 大規模の	の修繕	□ 大規模の	の模様替	Ę
【4. 構 造】	木造 (在来)	一部		造							
【5. 主要構造部】											
□ 耐火構造			□ 建築基準法	施行令第	108条の3	第1項第1	号イ及びロに	掲げる碁	と準に適合	する構	造
□ 準耐火構造			□ 準耐火構造	iと同等の	準耐火性	能を有す	る構造(ロ	-1)			
■ その他			□ 準耐火構造	iと同等の	準耐火性	能を有す	る構造(ロ	-2)			
【6. 建築基準法第21条及	び第27条の規	定の適用】									
□ 建築基準法施行	令第109条の5	第1号に掲げ	げる基準に適合	する構造		その他					
□ 建築基準法第21	条第1項ただし	書に該当っ	トる建築物		■ 美	建築基準 法	告第21条又 (は第27条	の規定を受	とけない	`
□ 建築基準法施行	令第110条第1	号に掲げる	基準に適合する	構造							
【7. 建築基準法第61条の	規定の適用】										
□ 耐火建築物		□ 延焼	防止建築物			準耐火建 第	E 物				
□ 準延焼防止建築	物	■ その	他			建築基準法	法第61条 の	規定の適	用を受けた	とかい	
【8. 階 数】											
【イ.地階を除く階数	: 1	2									
【ロ.地 階 の 階 数	: 1										
【ハ.昇降機塔等の階	の数】										
【ニ.地階の倉庫等の	階の数】										
【9. 高 さ】											
【イ.最 高 の 高 さ		7. 985	m								
【ロ.最高の軒の高さ		6. 415	m								
【10. 建築設備の種類】	給水設備	、衛生設備	前、電気設備、	換気設備、	住宅用力	火災警報器	景、ガス設位	備、排水	.設備		
【11. 確認の特例】	. teta . cer s . s s s							_ •		_	
【イ.建築基準法第6条							り適用の有無	#]	□ 有	_	無
【口.建築基準法第						自無】		hoha	■有		無
【ハ.適用があるとき		去 施仃令弟	10余谷号に掲げ	「る建築物	の区分】			第	4		号
【ニ.認定型式の認定	· · · -					第	***	₩./-	1007 000	a a Atra	号
【ホ.適合する一連の	規疋の区分】					_			136条の2の		
【へ.認証型式部材等	の部式乗り						里柴基毕 佐,	他17节弗	136条の2の	/11年17	-
【12.床面積】	の認証番号』		由	```	/ 由軸	第	/\ \	(/		⊒ L. \	号
	(F9	階) (申請部分	21)	(甲請	以外の部		({	49. 21	計)	2
【イ.階 別 】				29)	()	(49. 21)	m² m²
	(1	階) (41.	29)	()	(41. 29)	m²
	(階) (階) ()	()	()	m²
	(階) ()	()	()	m²
	(階) ()	()	()	m²
【口. 合 計 】	(Pá) (96	50)	()	(96. 50)	
【口. 合 計 】 【13. 屋 根】	ガルバリ	ウム鋼板草	下(NM-8697)	30)	()	(30. 30	,	m
【14.外壁】			(PC030BE-9201))							
【15. 軒 裏】	ケイカル		(QF030RS-004)	_							
【16. 居室の床の高さ】	561 mm	₩ / 1 0	(41 ONIO 014)	~/							
【17. 便所の種類】	水洗										
【18. その他必要な事項											
1. 0. この四紀及はずる	•										

【19. 備考】

(

(

(

(

)

) m²

) m^2

) m^2

) m²

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1					
【2. 階】	F2					
【3. 柱の小径】	105	mm				
【4. 横架材間の垂直距離】	1495	mm				
【5. 階の高さ】						
【6. 天井】						
【イ 居室の天井の高さ】	2300	mm				
【口 建築基準法施行令第	39条第3項に規	定する特定天井】	□ 有 ■ 無			
【7. 用途の別の床面積】 (用 途	の 区 分)	(具体的な用途の名	称)	(床	面 積)
【イ.】 (08	3010)	(一戸建ての住宅)	(49. 21) m²
[□.])	()	() m²

(

(

(

(

【8. その他必要な事項】

[八.]

[二.]

【ホ.】

[^.]

(

(

(

(

【9. 備 考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1						
【2. 階】	F1						
【3. 柱の小径】	105	mm					
【4. 横架材間の垂直距離】	2645	mm					
【5. 階の高さ】	2750	mm					
【6. 天井】							
【イ 居室の天井の高さ】	2400	mm					
【口 建築基準法施行令第	第39条第3項に規	定する特定天井】	□ 有 ■	無			
【7. 用途の別の床面積】 (用 途	の 区 分) (具体的な用途	の名称)	(床	面	積)

【7. 用途の別の床面積】	(用	途の	区 分	.)	(具体	的な用途	の名称)	(床	面	積)	
[イ.]	(08010))	(一戸建ての住	宅)	(47. 29)	m²
[□.]	()	()	()	m²
[/^.]	()	()	()	m²
[=.]	()	()	()	m²
【ホ.】	()	()	()	m²
[^.]	()	()	()	m^2

【8. その他必要な事項】

【9. 備 考】

(第六面)

建築物	独立部位	分別概要

【1.番号】 1		
【2. 延べ面積】	96. 50 m²	
【3. 建築物の高さ等】		
【イ.最高の高さ】	7.985 m	
【ロ.最高の軒の高さ】	6.415 m	
【ハ.階数】 地上 (2) 地下 ()	
【二. 構造】 木造(在来)	一部 造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構	- 構造計算基準の別】	
□ 特定構造計算基準		
□ 特定増改築構造計算基準		
【5. 構造計算の区分】		
□ 建築基準法施行令第81条第1項名	各号に掲げる基準に従った構造計算	
□ 建築基準法施行令第81条第2項第	第1号イに掲げる構造計算	
□ 建築基準法施行令第81条第2項第	第1号ロに掲げる構造計算	
□ 建築基準法施行令第81条第2項第	第2号イに掲げる構造計算	
□ 建築基準法施行令第81条第3項に	に掲げる構造計算	
【6.構造計算に用いたプログラム】		
【イ.名称】		
【口. 区分】		
□ 建築基準法第20条第1項第2号イ	イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)	
□ その他のプログラム		
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に	こ定める基準の区分】	
()	
【8. 備考】		

委 任 状

令和 5 年 11 月 1 日

建築主

住 所 〒 179-0076 東京都練馬区土支田3-18-5

氏 名 株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次

私は 仲田 敏正 を代理人と定め、下記の建築物等に係る建築基準法等の規定に 基づく手続き(引受承諾書の受領を含む。)等に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 申請の区分
 - 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認
 - 建築基準法第7条の4第1項の規定による中間検査
 - 建築基準法第7条の2第1項の規定による完了検査
 - □ 建築基準法第7条の6第1項第2号による仮使用認定
 - □ 住宅金融支援機構の適合証明業務に係る物件審査
 - □ 住宅金融支援機構に係る工事審査
 - □ その他上記に係る各種届出
- 2 申請する建築物等
 - 建築物
 - □ 建築設備(昇降機)
 - □ 建築設備(昇降機以外)
 - □ 工作物(法第88条第1項)
 - □ 工作物(法第88条第2項)
- 3 建築場所、設置場所又は築造場所 東京都練馬区土支田4丁目886番7
- 4 建築物等の用途
 - 一戸建ての住宅

				使用建	材材料表					
階数	室名	内装仕上	種別	幅 【P】	モジュール 【m】	高さ 【m】	面積 【㎡】	係数	使用面積 【㎡】	面積合計 【㎡】
1	洋室①	床	Fជជជ							
'	/ **	天井	F☆☆☆☆							
		壁	F☆☆☆☆							
	12.42 m ²	建具	F☆☆☆☆							
	玄関	床	Fជជជជ							
	廊下 階段	天井	Fជជជជ Fជជជជ							
	階段 7.04 m ²	壁 建具	Fជជជជ Fជជជជ							
	WC	床	Fជជជជ							
		天井	F☆☆☆☆							
		壁	Fជជជជ							
	1.24 m ²	建具	FAAAA							
		床 天井	Fជជជជ Fជជជជ							
		壁	Fជជជជ Fជជជជ							
	m [*]	建具	Fជជជជ							
		床	F 🗠 🗠 🗠 🗠							
		天井	Fជជជជ							
	2	壁	F☆☆☆☆							
計	m [*] 20.70 m [*]	建具	Fជជជ							0.00m²
2	20.70 m	床	F☆☆☆☆	 						0.00111
-		天井	Fជជជជ							
		壁	Fជជជជ							
	17.86 m ²	建具	F☆☆☆☆							
	WC	床	Fជជជជ							
		天井 壁	Fជជជជ Fជជជជ							
	1.38 m ²	建具	Fជជជជ Fជជជជ							
	階段	床	Fជជជជ							
	廊下	天井	Fជជជជ							
		壁	Fជជជជ							
	3.73 m ²	建具	FAAAA							
		床 天井	Fជជជជ Fជជជជ							
		壁	Fជជជជ							
	m	建具	Fជជជជ							
		床	F☆☆☆☆							
		天井	Fជជជជ							
	2	壁	FAAAA							
計	m ¹ 22.28 m ²	建具	Fជជជជ							0.00m²
3	洋室②	床	F☆☆☆☆	 						0.00111
		天井	Fជជជជ							
		壁	F☆☆☆☆							
	10.62 m [*]	建具	Fជជជជ							
	洋室③	床	F☆☆☆☆ E^^^^							
		天井 壁	Fជជជជ Fជជជជ							
	11.58 m ²	建具	Fជជជជ							
	階段	床	Fជជជជ							
	廊下	天井	Fជជជជ							
	4142	壁	F☆☆☆☆							
	4.14 m ²	建具 床	Fជជជជ Fជជជជ							
		天井	Fជជជជ Fជជជជ							
		壁	Fជជជជ							
	m	建具	Fជជជជ							
		床	F☆☆☆☆							
		天井	F 🕁 🕁 🕁 🕁							
		壁	FAAAA							
計	m [*] 26.34 m [*]	建具	Fជជជ							0.00m²
ΠI	20.04 111			<u> </u>						0.00111

天井裏等	部分	種別
天井裏等・小屋裏・床裏・壁内	内部に面する部分	F☆☆☆☆
キッチンセット(吊戸含む)	背板、扉パネルの内部に面する部分	F☆☆☆☆
洗面化粧台	背板、扉パネルの内部に面する部分	F☆☆☆☆
階段	踏板、蹴込板の裏面	F☆☆☆☆
物入		F☆☆☆☆
畳下地	内部仕上、棚板、建具の内部に面する部分	F☆☆☆☆

- ※石綿等の使用なし。※クロロピリホスの使用なし。※部分的に使用する塗料、接着剤はすべて F☆☆☆☆ とする。

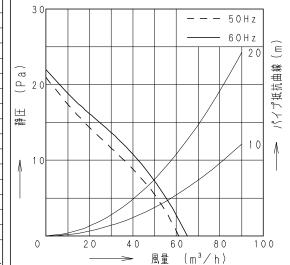
				必要換気量計算		
階数		天井高【㎡】	気積【㎡】	階数【回/h】	必要換気量【㎡/h】	有効換気量【㎡/h】
1	20.70	2.40	49.68	0.50	24.84	61.00
2	22.28	2.30	51.24	0.50	25.62	61.00
3	26.34	2.40	63.22	0.50	31.61	
R		1.40	0.00	0.50	0.00	
吹抜				0.50		
				0.50	0.00	
					82.07	122.00

一級建築士302663 仲田 敏正

■仕 様

定 格	1 ø	100V
機能	排	気
周波数(Hz)	50	60
消費電力(W)	1.7	1.9
電流(A)	0.018	0.020
風量 (m³/h)	6 1	6 5
騒 音(dB)	25.5	2 6
質 量 (kg)	0.	5 7
適用パイプ:呼び径	ø 1	0 0
電動機形式	2極開放形コンデ	ンサー誘導電動機
定格時間	連	続
絶縁 階級	Е	種
巻線温度上昇	7 5 F	〈以下
基準周囲温度	-10^	~40℃
絶縁抵抗	1 M Ω以上([)C500V)
絶 縁 耐 力	a. c. 10() O V 1 分間
(注) 測定数値は静圧 () P 測定は日本工業規格	aにおけるものです. (JIS C9603)	の方法によるものです.

■静圧-風量特性曲線

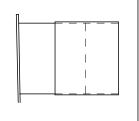


■付属品

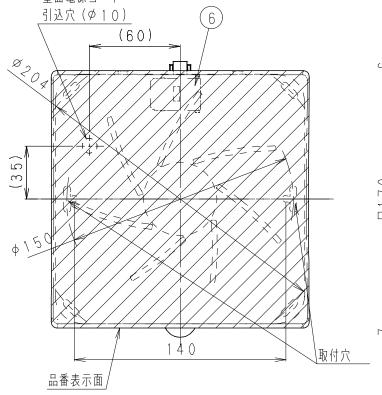
付属品名	数量
取扱説明書·工事説明書	1
本体固定用ねじ	2

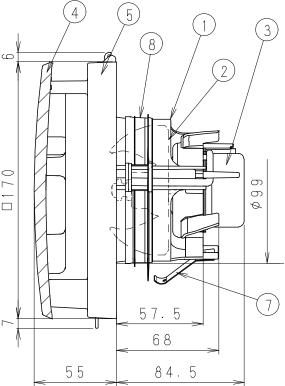
■ 専用取付部材(別売)

パイプセット (パイプ壁取付用) FY-PAP041 をご使用頂くと、施工がさらに 簡単になります.



壁面電源コード





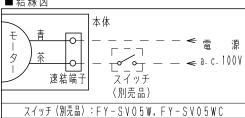
単	1-1-		
#	LW	m	rii

-					
		品 名	材 質	数量	備 考
	1	フレーム	PP樹脂	1	色:黒
	2	羽根	PP樹脂	1	色:黒
ĺ	3	モーター		1	
ĺ	4	ルーバーパネル	PP樹脂	1	塗装色:和紙柄パールシルパー
	5	ルーバーベース	PP樹脂	1	マンセル値IOYR7.3/1.2
	6	速結端子		1	電源用
Ī	7	取付ばね	ステンレス	1	
ĺ	8	気密リング	エラストマー	1	

- ・必要壁厚は組み合わせる外壁面用部材により異なります。
- ・パイプ施工時、パイプは必ず屋外側に勾配をもうけてください。
- ・壁面・天井面どちらにも取り付けできます。

ルーバー開口面積:123cm²





名	品番					
パイプファン(居間・トイレ・洗面所用)	FY-08PDA8D-S					
作成年月日 / 07.01.16 尺 度 図 面 改訂年月日 Free 整理番号						
松下エコシステムズ株式会社						

※コンクリートブロックは 令62条の8適合。

※外構は 令130条の12に適合。

※()内数値は有効アキ寸法を示す。

※CBH1, 200超:控壁@3. 40m以下設置および端部から80cm以内に設置。



※記載以外の外構は設けない。

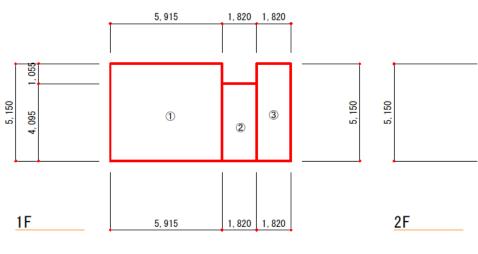
※道路に沿って門塀は設けない。

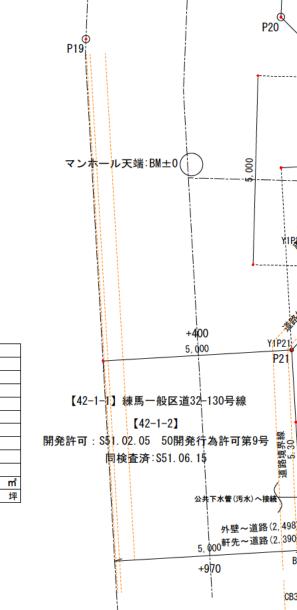
※2Fは全て延焼のおそれのある範囲内。

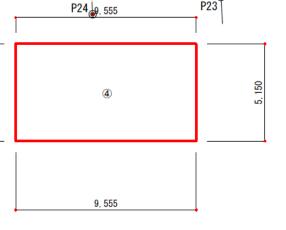
敷地求積図 S=1:100

地 番	② 現 況 図					
NO	Xn	Yn	Yn+1−Yn−1	Xn• (Yn+1-Yn-1)		
Y1P21	98. 211	105. 888	-2. 196	-215. 671356		
Y1P26	101. 127	106. 597	10. 572	1069. 114644		
Y1P28	106. 457	116. 460	14. 588	1552. 994716		
B1	100. 908	121. 185	-5. 057	-510. 291756		
B5	95. 275	111. 403	-12. 392	-1180. 647800		
B3	93. 772	108. 793	-5. 515	-517. 152580		
			合 計	198. 345868		
	合 計 面 積 99.172934					
			地積	99. 17	m	
			坪 数	29. 99	坪	

面積表 S=1:200







道路斜線制限:天空率による。

P20

P25

2A = 10,000

土支田4丁目分譲 新築工事

第一種	重高度斜線制限
真北①:	5, 000+1, 131x6/10=5, 678>5, 602
真北②:	5, 000+1, 194x6/10=5, 716, 4>5, 643
真北③:	5, 000+2, 734x6/10=6, 640>6, 461
真北④:	5, 000+6, 780x6/10=9, 068>7, 985

Y	+40 84 W	日 日本	【42-1-1】練馬一般區 【42-1-2 許可: S51.02.05 50 同検査済: S51	】 開発行為許可第9号	Z / Z / Z	4,500	#400 ## # # # # # # # # # # # # # # # # #	3 3 9
P2	2, 249 (2, 149)	1/ 10/4	本國田→西海路 (827) 場	境界線 11.21 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	(201) 41.75(00(1,157)	41 (132 (1, 081) (981)	選集を を を ののの ののの ののの ののの ののの ののの
1 国路境界線	11 1 1	200 1600¢	最高高さ: 最高軒高:(N. Carlotte and Car		30	50/ +1750 2,042	2003
	90) 3.0	780	+1750	11. 28		(680)	(1, 942)	
į	B3 隣地境界網 土留: CB3 +1550 CB3段+7ェンスでL+2, 0	泉 08 B5 野 野	+2250	隣地境界線 CB3段+フェンス (GL+2, C	000)		(630) 計整 +225 +225	B1

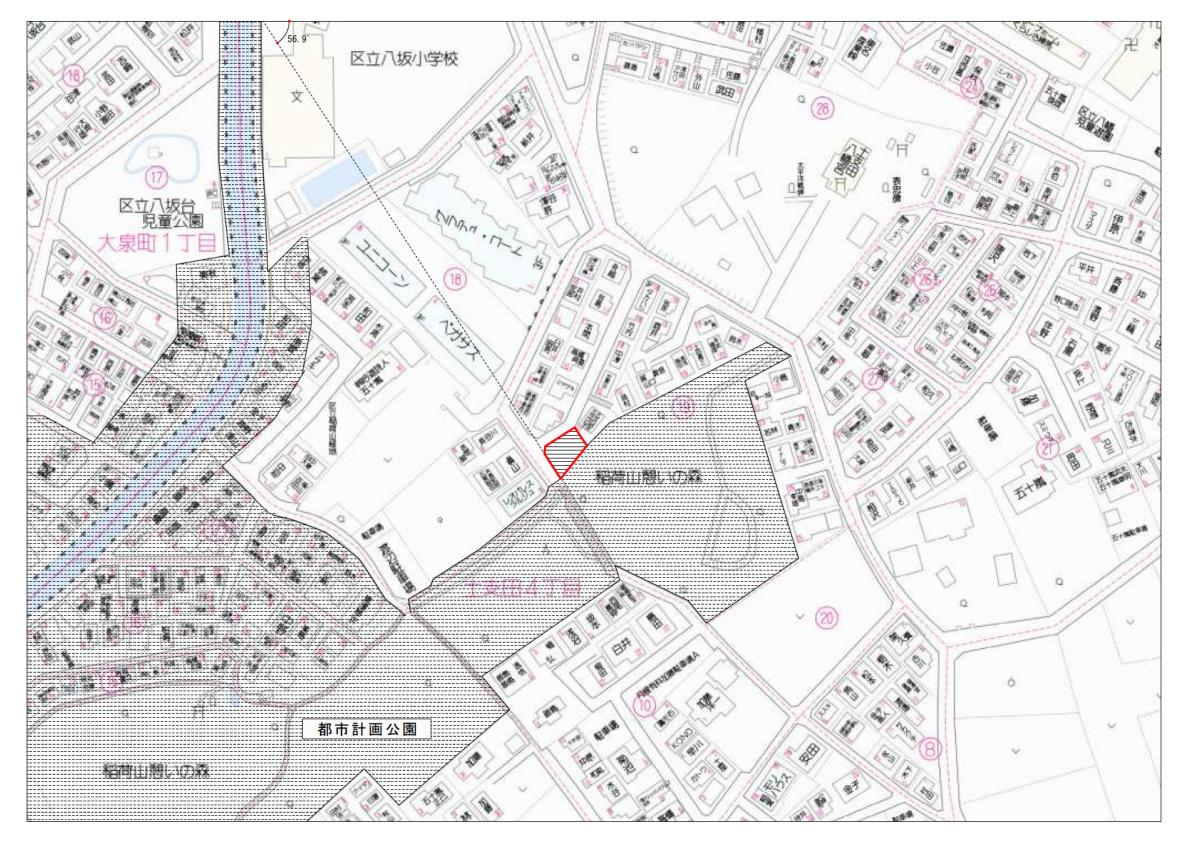
P27

-土留:型枠CP造(H1,300~1,400)+手摺(GL+1,200))

<u>U</u>	5.150 x	5.915	=	30. 4623		1階床面槓	81	些床面槓		
2	4.095 x	1.820	=	7. 4529		①~③	47. 29 m²	S1+S2	96. 50 m²	
3	5.150 x	1. 820	=	9. 3730	47. 29	車庫部分:-	– – m [*]			
4	5.150 x	9. 555	=	49. 2083	49). 21 住宅部分:(①~② 47. 29 m²	容積対象面積		
								S1+S2	96.50 m²	
					96	6.50 2階床面積	S2		97.31 %	
						4	49. 21 m²	建築面積		
								\$2	49. 21 m²	

公共下水管(汚水)へ接続

外壁~道路(2,498) 5,000軒先~道路(2,390)





地名地番: 東京都練馬区土支田4丁目886番7

東京都練馬区土支田4丁目19-10

第一種低層(50-100) 第一種高度地区 準防火 大泉風致地区 土地区画整理事業を施行すべき区域 日影規制:4-2.5h/1.5m

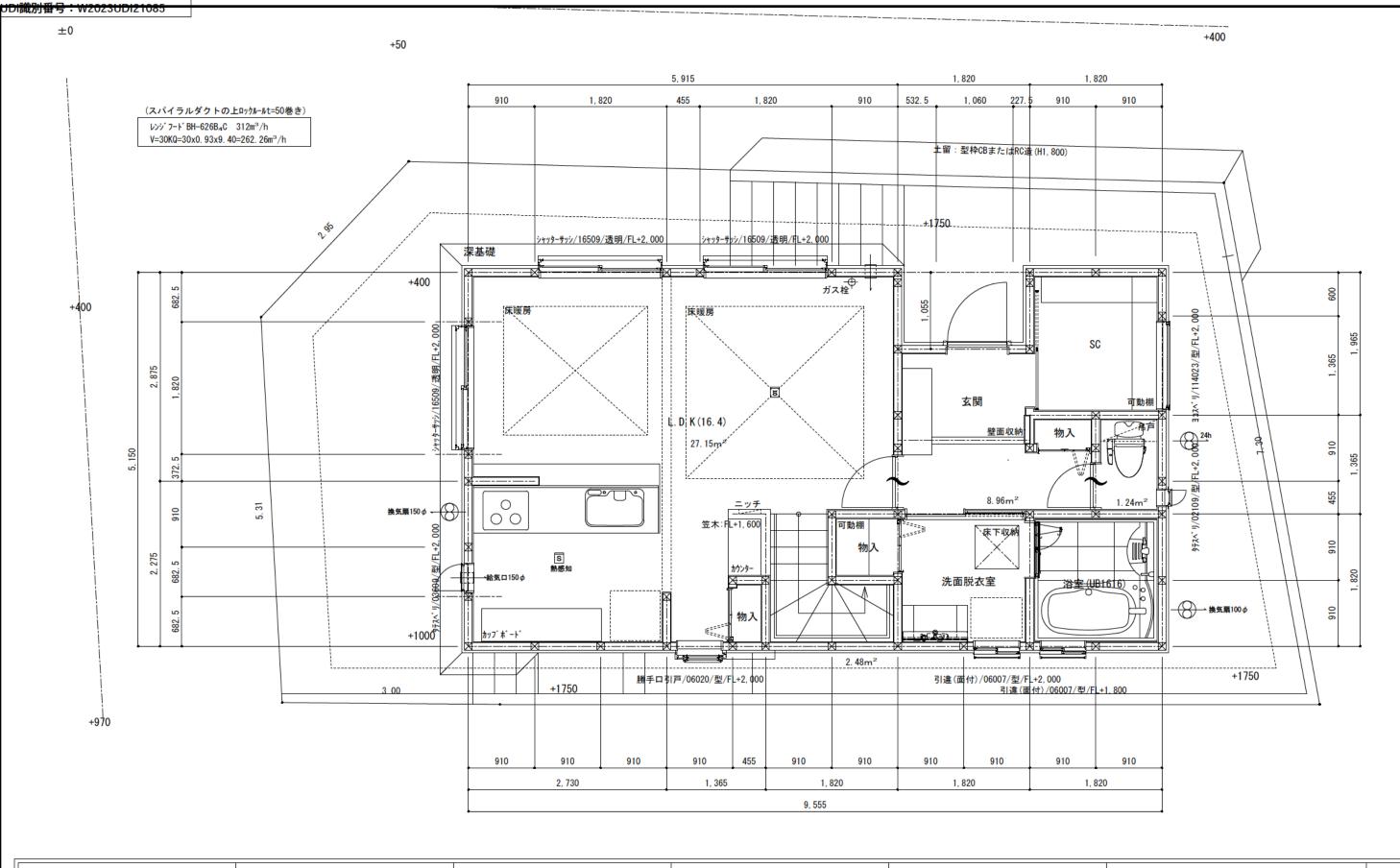
DATE PROJECT

案 内 図

TITLE

1/1500 A -

住居表示:



	凡例		s 住宅用火災警報器	24h換気 (第3種)		階段寸法(有数	効幅 750) 	5火設備 認定番号	※外部建具は特	特記以外は防火設備
(2)	1~2F通し柱	105 × 105	※設置位置 天井~壁から60cm以上の位置	────────────────────────────────────		1~2階(13段)	2~R階(12段)	FIX:EB-1887, -1888 95	テスペリ:EB-1897	引達(窓):EB-1923
©	管柱	105 × 105	壁 ~天井から15cm以上50cm以内の位置	— 〖□] 給気口 100φSVC	跋	就上 211.53 mm	216.66 mm	スペリタ゚シ:EB-1898 弓	違(シャッター)EB-1910	上下(面格子)EB-1949
×	管柱	105 x 105	※空気吹出口から1.50m以上離す。	~ 通気の確保される建具 アンダーカット	10mm 踏	沓面 227.50 mm	227. 50 mm	引達 (テラス) EB-1909 弓	違(面格子)EB-1924	スライディングドア:EB-1385

DATE

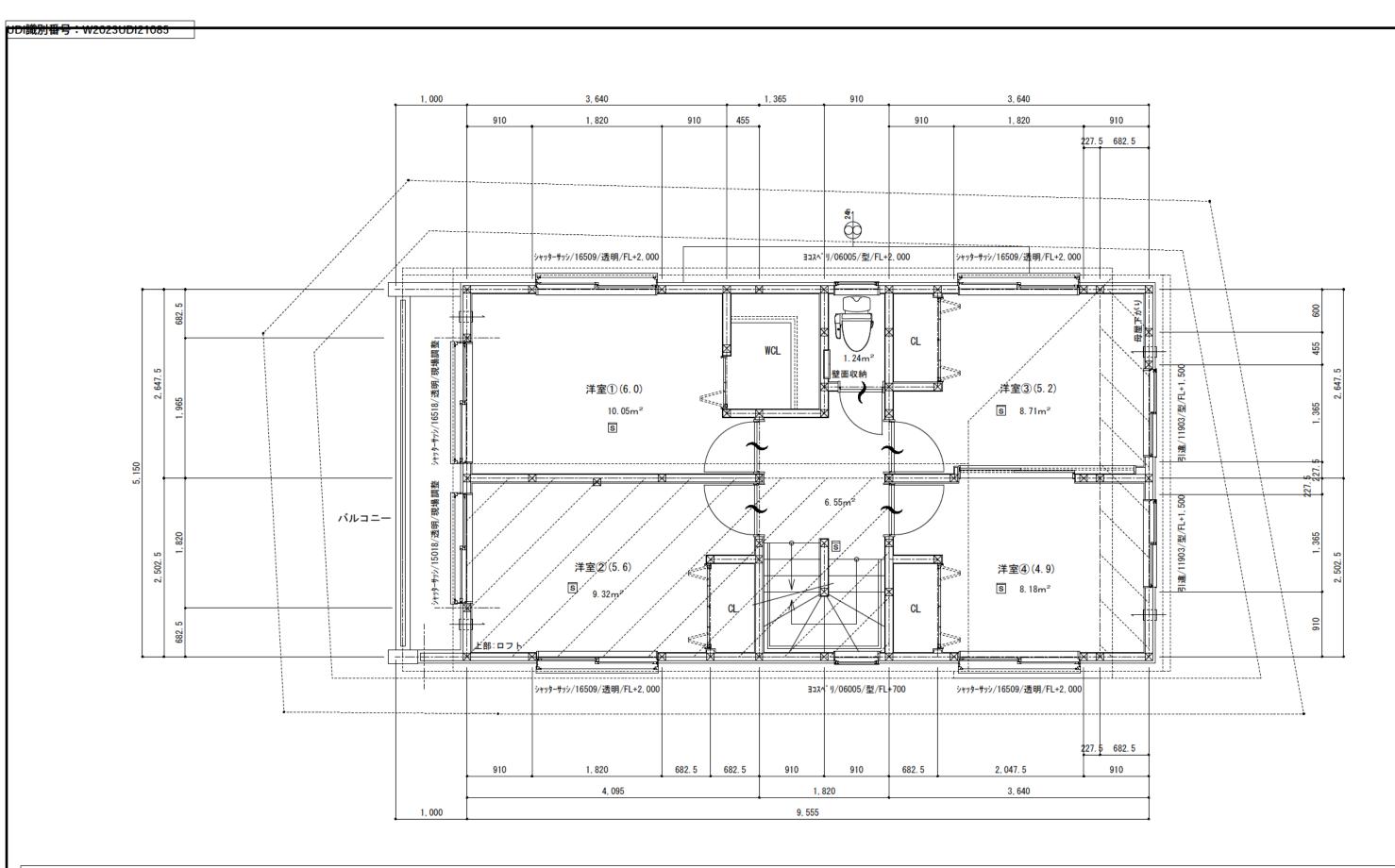


M. D. エム. デザインオフィスー級建築士事務所 一級建築士登録 第302663号 仲田 敏正

土支田4丁目分譲 新築工事

 TITLE
 SCALE
 NO.

 1 階平面図
 1/50
 A - 0 0



	凡例		⑤ 住宅用火災警報器	24h換気 (第3種)		火気使月	用室仕上		防火設備 認知	定番号 ※外部建	具は全て防火設備
	1~2F通し柱	105 x 105	※設置位置 天井~壁から60cm以上の位置	────────────────────────────────────	壁	石膏ボード7) 12. 5mm下地	天井	石膏ボード7)9.5mm下地	FIX:EB-1887, -188	88 タテスヘ゜リ:EB-1897	引達(窓):EB-1923
	管柱	105 x 105	壁 ~天井から15cm以上50cm以内の位置	——— 給気口 100 φ SVC		準不燃ビニールクロス貼 (QM-9446)		準不燃ビニールクロス貼 (QM-9446)	スペリタ゚シ:EB-1898	引達 (シャッター) EB-191	0 上下(面格子)EB-19
\boxtimes	管柱	105 x 105	※空気吹出口から1.50m以上離す。	通気の確保される建具 アンダーカット	1 Omm	キッチンパネル(NM-1699)			引達 (テラス) EB-1909	引達(面格子)EB-19	24 スライディンク゜ト゜ァ:EB-1



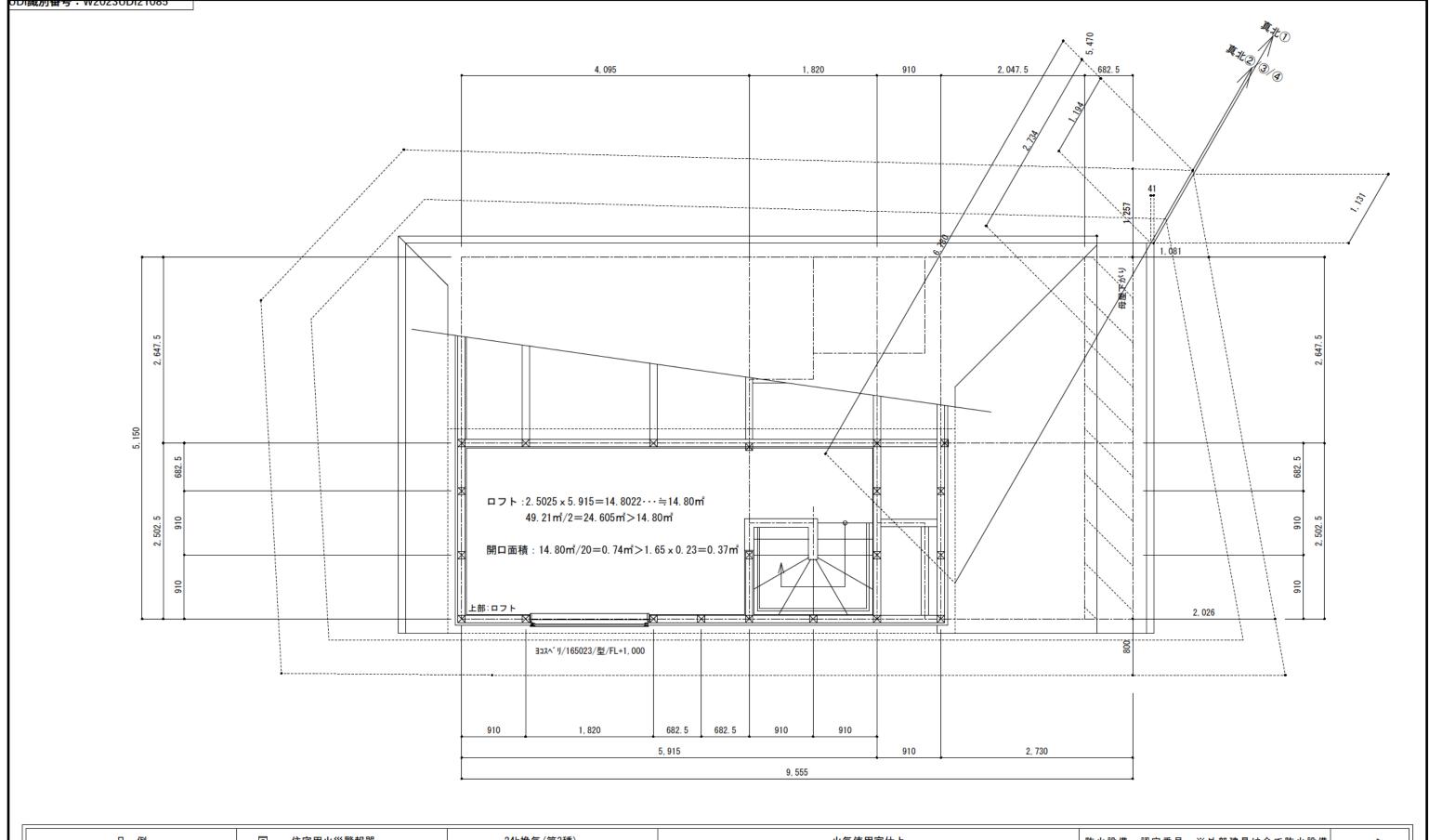
M. D. エム. デザインオフィスー級建築士事務所 一級建築士登録 第302663号 仲田 敏正

DATE

PROJECT

土支田4丁目分譲 新築工事

TITLE	SCALE	NO.
2 階平面図	1/50	A -0 0



凡例		s 住宅用火災警報器	24h換気(第3種)	火気使用室	E仕上	防火設備 認定番号 ※外部建具は全て防火設備
□ 1~2F通し	柱 105 x 105	※設置位置 天井~壁から60cm以上の位置	────────────────────────────────────	壁 石膏ボード7)12.5mm下地	天井 石膏ボード7)9.5mm下地	FIX: EB-1887, -1888 タテスペリ: EB-1897 引達(窓): EB-1923
◎ 管柱	105 x 105	壁 ~天井から15cm以上50cm以内の位置	<u></u> 給気口 100 ¢ SVC	準不燃ビニ―ルクロス貼 (QM-9446)	準不燃ビニールクロス貼 (QM-9446)	スペリタ゚シ:EB-1898 引達(シャッター)EB-1910 上下(面格子)EB-19-
⊠管柱	105 × 105	※空気吹出口から1.50m以上離す。	~ 通気の確保される建具 アンダーカット	ト10mm キッチンパネル (NM-1699)		引達(テラス)EB-1909 引達(面格子)EB-1924 スライディングドア:EB-1:



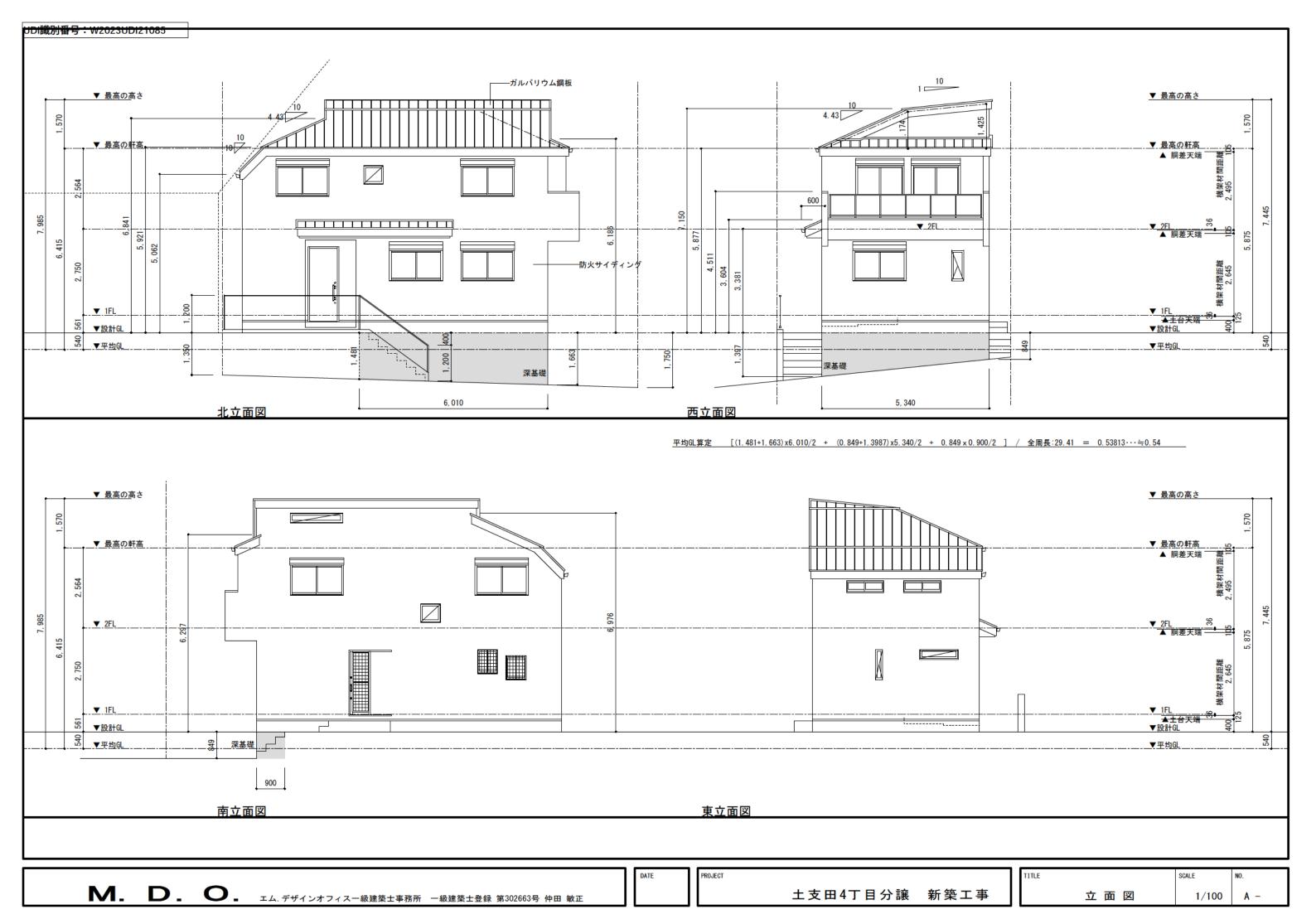
M. D. エム. デザインオフィスー級建築士事務所 一級建築士登録 第302663号 仲田 敏正

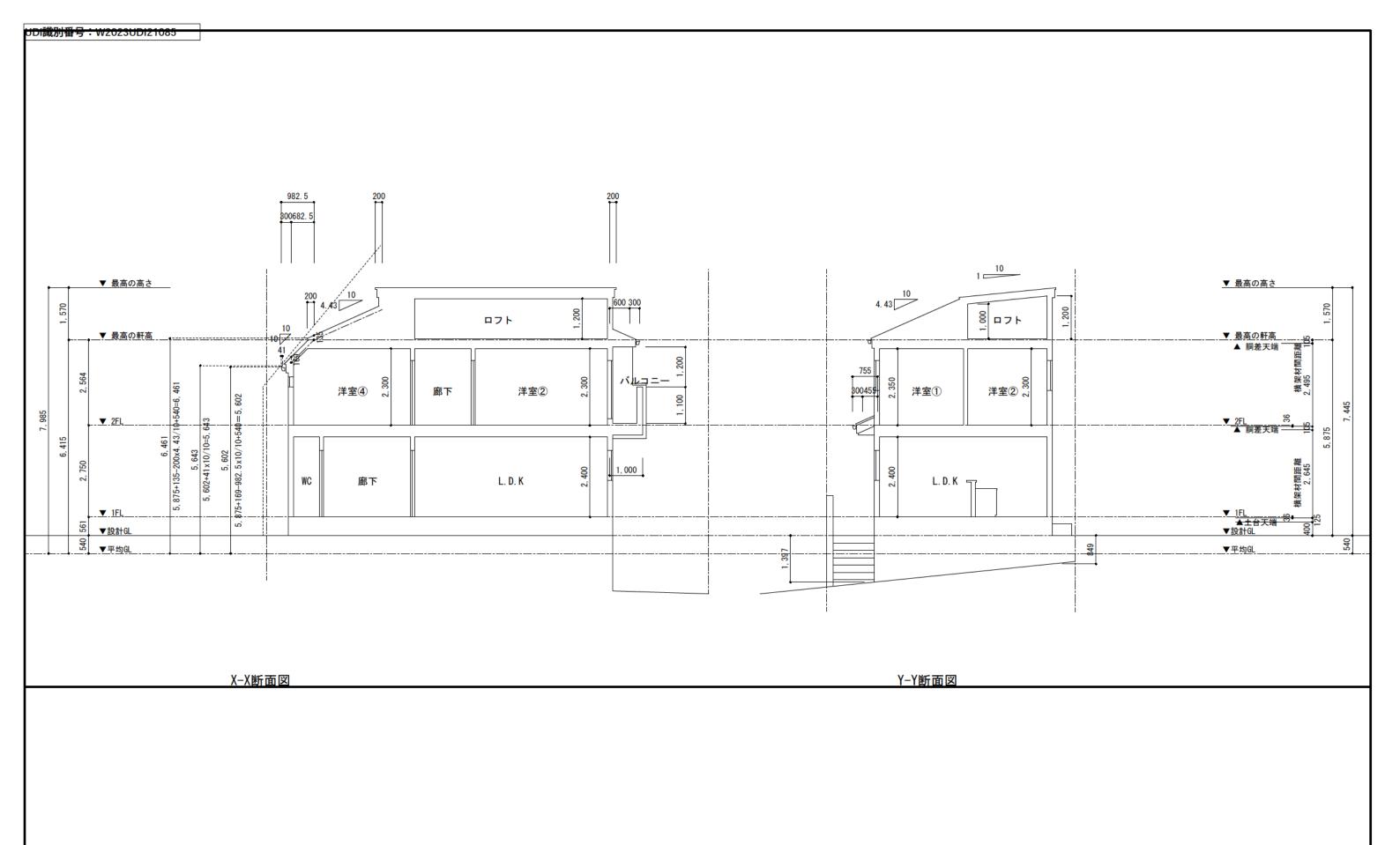
DATE

PROJECT

土支田4丁目分譲 新築工事

TITLE SCALE NO. ロフト階平面図 1/50 A - 0 0





M. D. エム. デザインオフィスー級建築士事務所 一級建築士登録 第302663号 仲田 敏正

DATE PROJECT

土支田4丁目分譲 新築工事

TITLE SCALE NO.

断面図 1/100 A -

※コンクリートブロックは 令62条の8適合。

※外構は 令130条の12に適合。

※()内数値は有効アキ寸法を示す。

※CBH1, 200超:控壁@3. 40m以下設置および端部から80cm以内に設置。



※記載以外の外構は設けない。

※道路に沿って門塀は設けない。

※2Fは全て延焼のおそれのある範囲内。

最高高さ: 7.985m 最高軒高: 6.415m

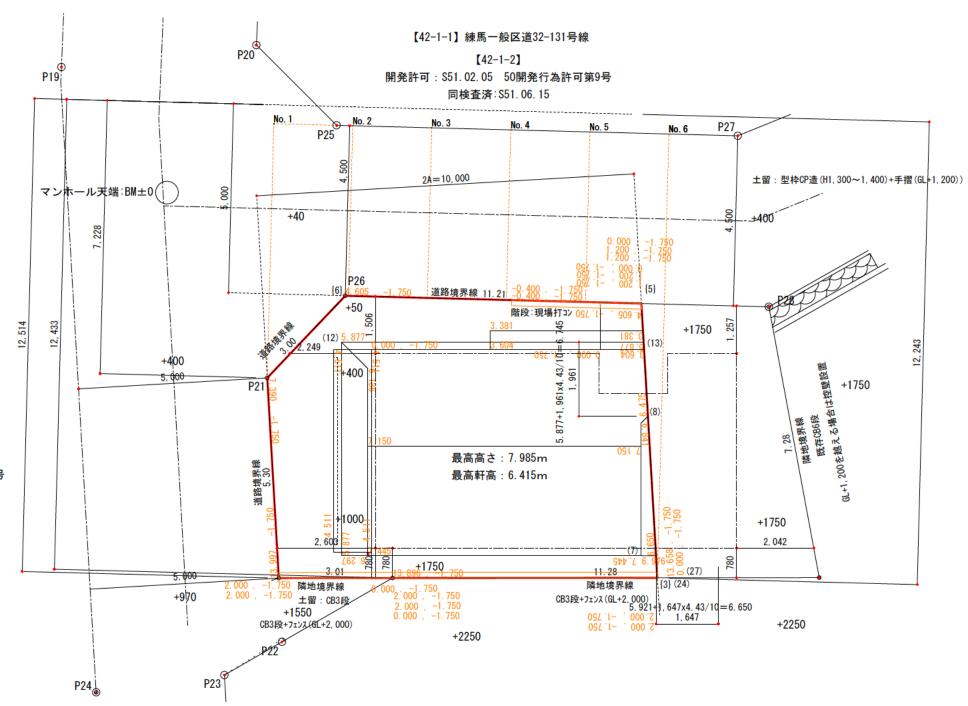
【42-1-1】練馬一般区道32-130号線

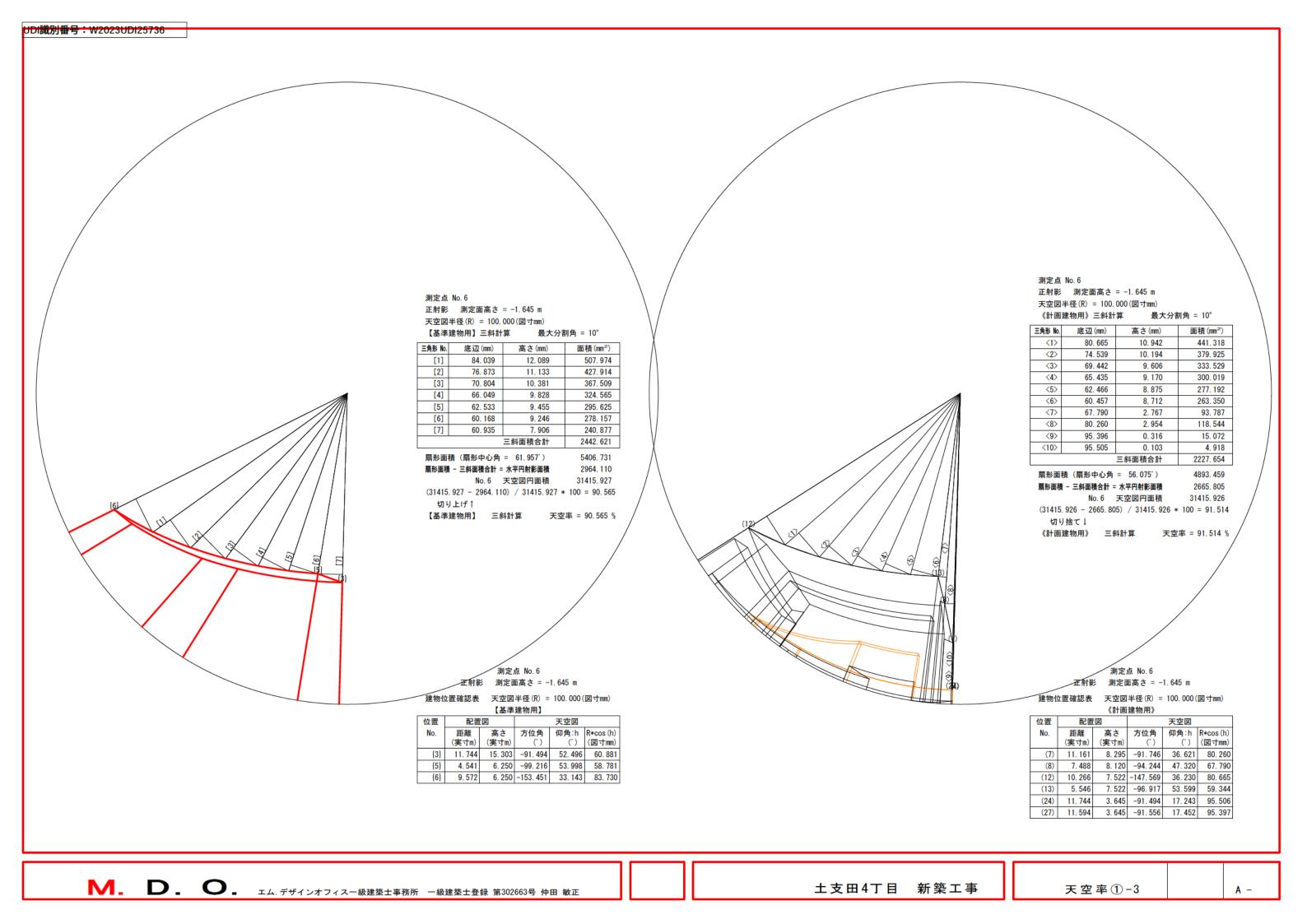
[42-1-2]

開発許可: S51.02.05 50開発行為許可第9号

同検査済:S51.06.15

※測定点レバルは -1,750+(1,750-540-1,000)/2= -1,645 とする





※コンクリートブロックは 令62条の8適合。

※外構は 令130条の12に適合。

※()内数値は有効アキ寸法を示す。

※CBH1,200超:控壁@3.40m以下設置および端部から80cm以内に設置。



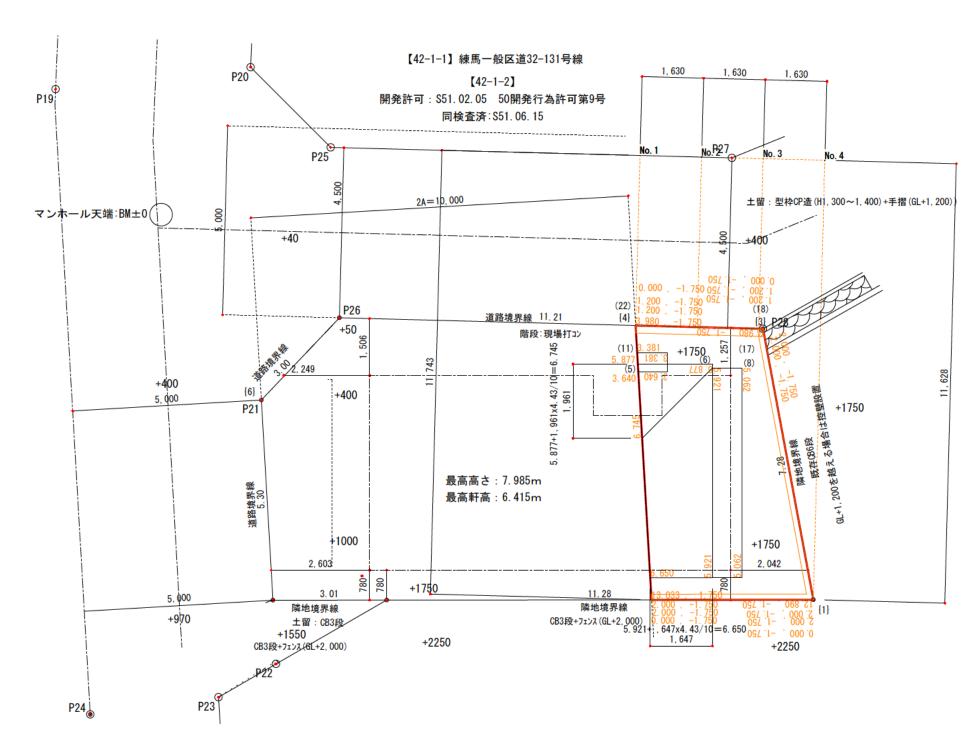
※記載以外の外構は設けない。
※道路に沿って門塀は設けない。
※2Fは全て延焼のおそれのある範囲内。

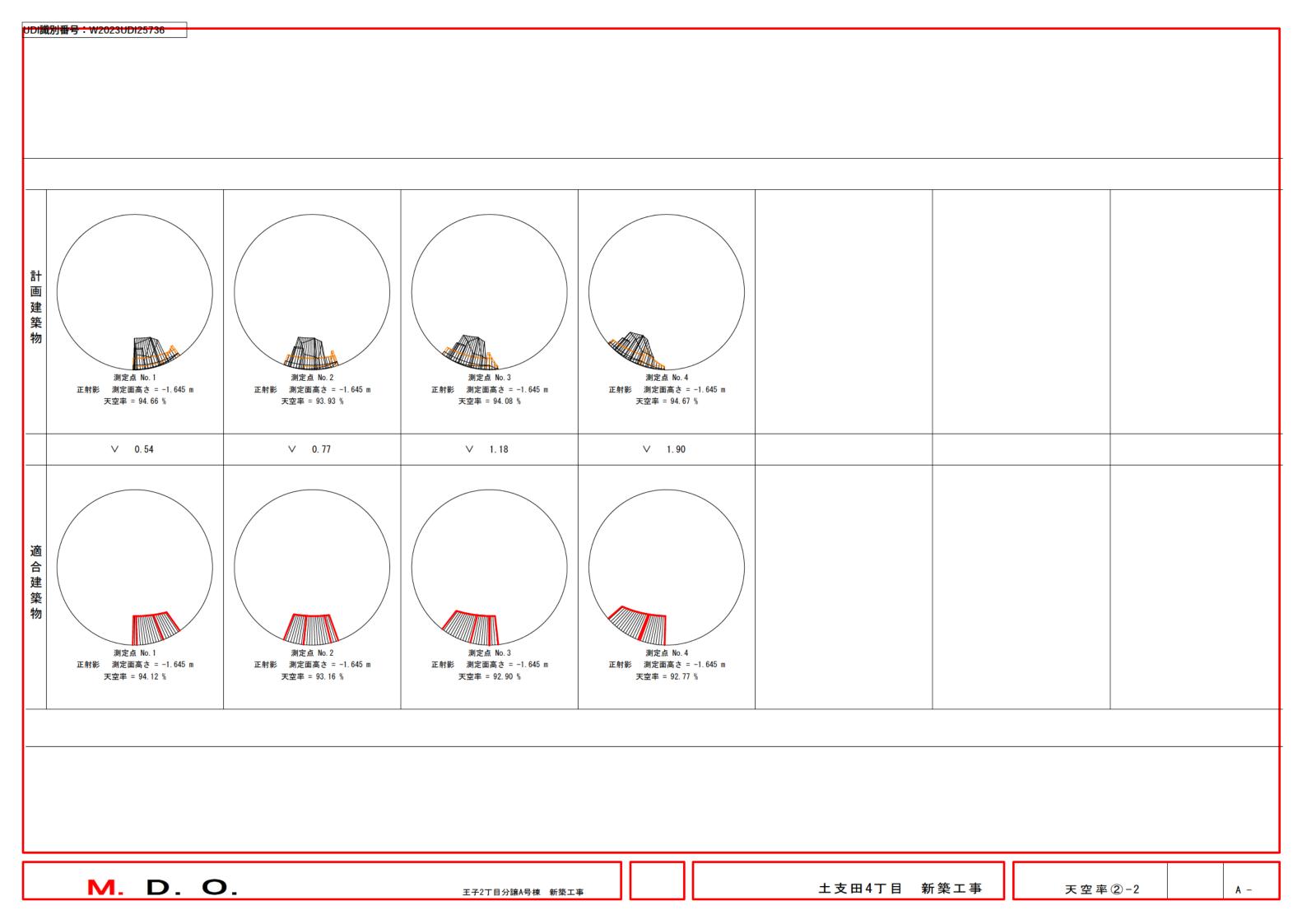
最高高さ: 7.985m 最高軒高: 6.415m

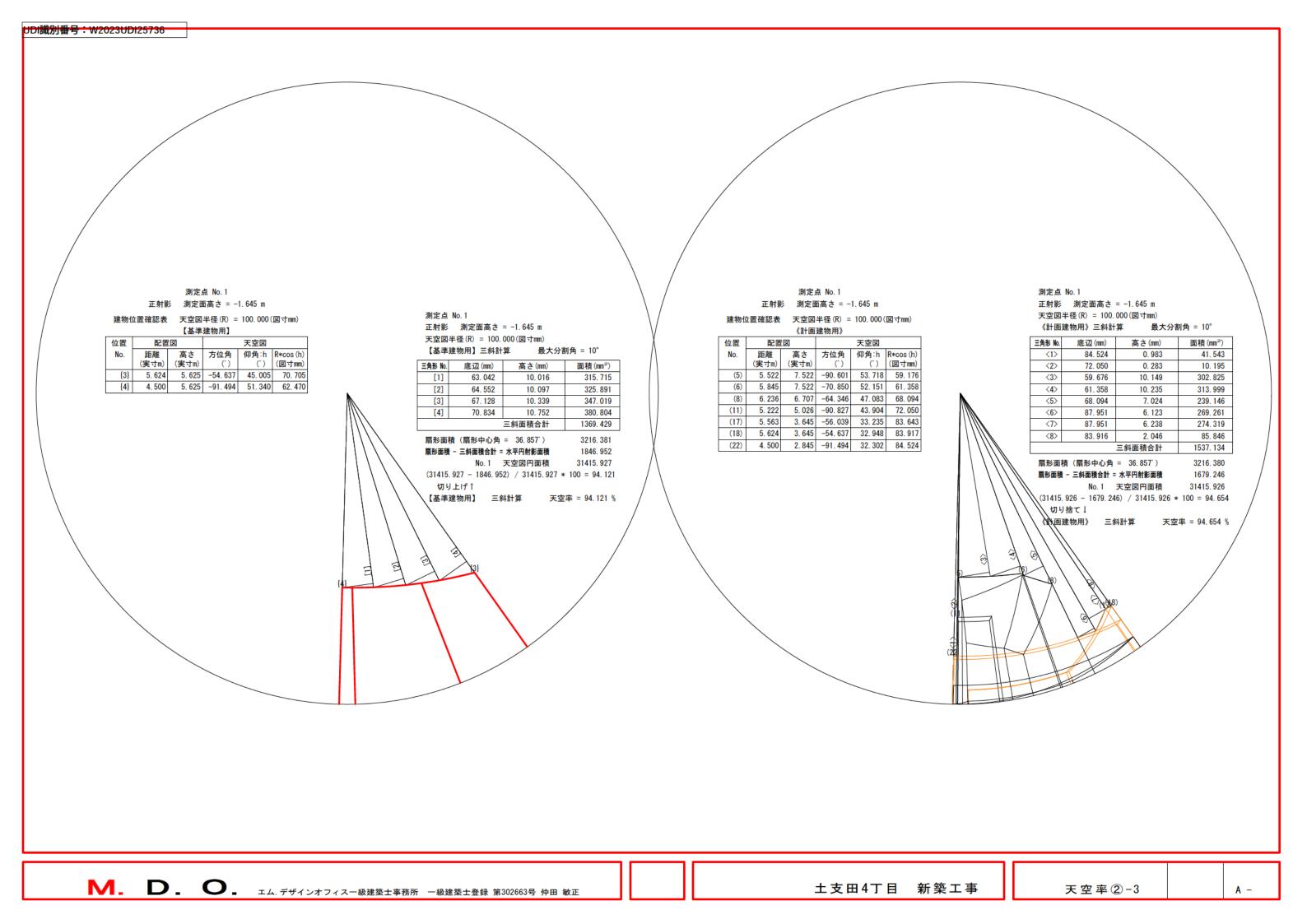
> 【42-1-1】練馬一般区道32-130号線 【42-1-2】

開発許可: S51.02.05 50開発行為許可第9号 同検査済: S51.06.15

※測定点い、ルは -1,750+(1,750-540-1,000)/2= -1,645 とする







※コンクリートブロックは 令62条の8適合。

※外構は 令130条の12に適合。

※()内数値は有効アキ寸法を示す。

※CBH1, 200超: 控壁@3. 40m以下設置および端部から80cm以内に設置。



※記載以外の外構は設けない。
※道路に沿って門塀は設けない。
※2Fは全て延焼のおそれのある範囲内。

最高高さ: 7.985m 最高軒高: 6.415m

【42-1-1】練馬一般区道32-130号線

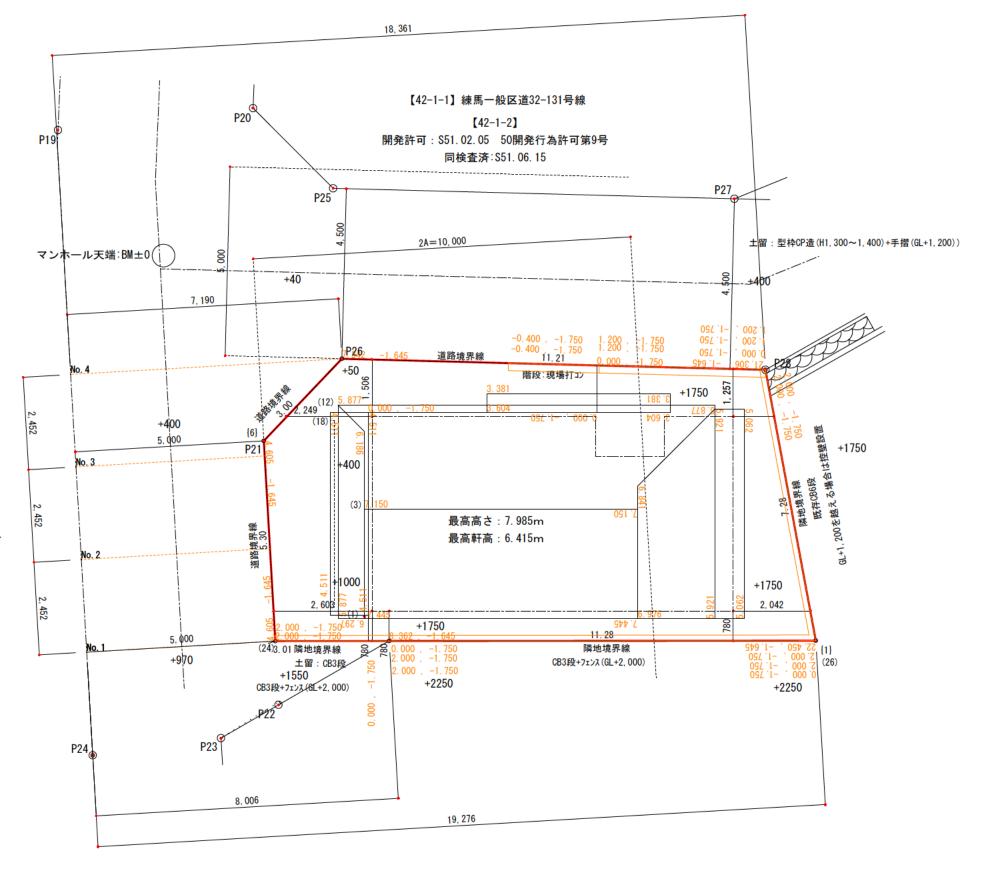
[42-1-2]

開発許可: S51.02.05 50開発行為許可第9号

同検査済:S51.06.15

※測定点レバルは

-1,750+(1,750-540-1,000)/2= -1,645 とする



測定点 No.1

正射影 測定面高さ = -1.645 m

天空図半径(R) = 100.000(図寸mm)

【基準建物用】三斜計算 最大分割角 = 10°

角形 No.	底辺(mm)	高さ(mm)	面積(mm²)
[1]	62. 879	10. 680	335. 774
[2]	64. 310	10. 729	344. 991
[3]	66. 941	10. 974	367. 306
[4]	70. 860	11. 425	404. 788

76. 122 12.096 460.386 三斜面積合計 1913. 245 扇形面積(扇形中心角 = 49.116°) 4286. 160 扇形面積 - 三斜面積合計 = 水平円射影面積 2372. 915

No. 1 天空図円面積 (31415.927 - 2372.915) / 31415.927 * 100 = 92.447

31415.927

切り上げ↑

【基準建物用】 三斜計算 天空率 = 92.447 %

測定点 No.1 正射影 測定面高さ = -1.645 m

建物位置確認表 天空図半径(R) = 100.000(図寸mm) 【基準建物用】

			A 1737 13 2	_	
位置	配置	図		天空図	
No.	距離	高さ	方位角	仰角:h	R*cos (h)
	(実寸m)	(実寸m)	(°)	(*)	(図寸mm)
{1}	19. 294	24. 095	0. 901	51. 314	62. 505
{6}	7. 290	6. 250	50.017	40. 608	75. 918



正射影 測定面高さ = -1.645 m 天空図半径(R) = 100.000(図寸mm)

《計画建物用》三斜計算 最大分割角 = 10°

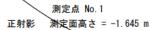
\\aT L	建物用》二科司	「异 取入刀刮用 - 10		
三角形 No.	底辺(mm)	高さ(mm)	面積(mm²)	
<1>	98. 261	3. 412	167. 633	
<2>	80. 829	1. 032	41. 707	
<3>	80. 829	3. 087	124. 759	
<4>	64. 337	7. 476	240. 491	
<5>	66. 109	7. 618	251.809	
<6>	68. 489	7. 828	268. 065	
<7>	72. 615	7. 094	257. 565	
<8>	75. 024	7. 146	268. 060	
<9>	77. 823	7. 383	287. 283	
<10>	82. 641	0. 009	0. 371	
		三斜面積合計	1907. 743	

扇形面積 (扇形中心角 = 43.604°) 扇形面積 - 三斜面積合計 = 水平円射影面積 1897. 418 No. 1 天空図円面積 31415.926

(31415.926 - 1897.418) / 31415.926 * 100 = 93.960

切り捨て↓

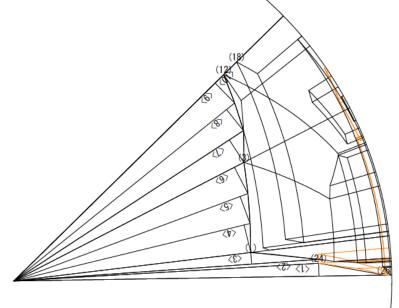
《計画建物用》 三斜計算 天空率 = 93.960 %

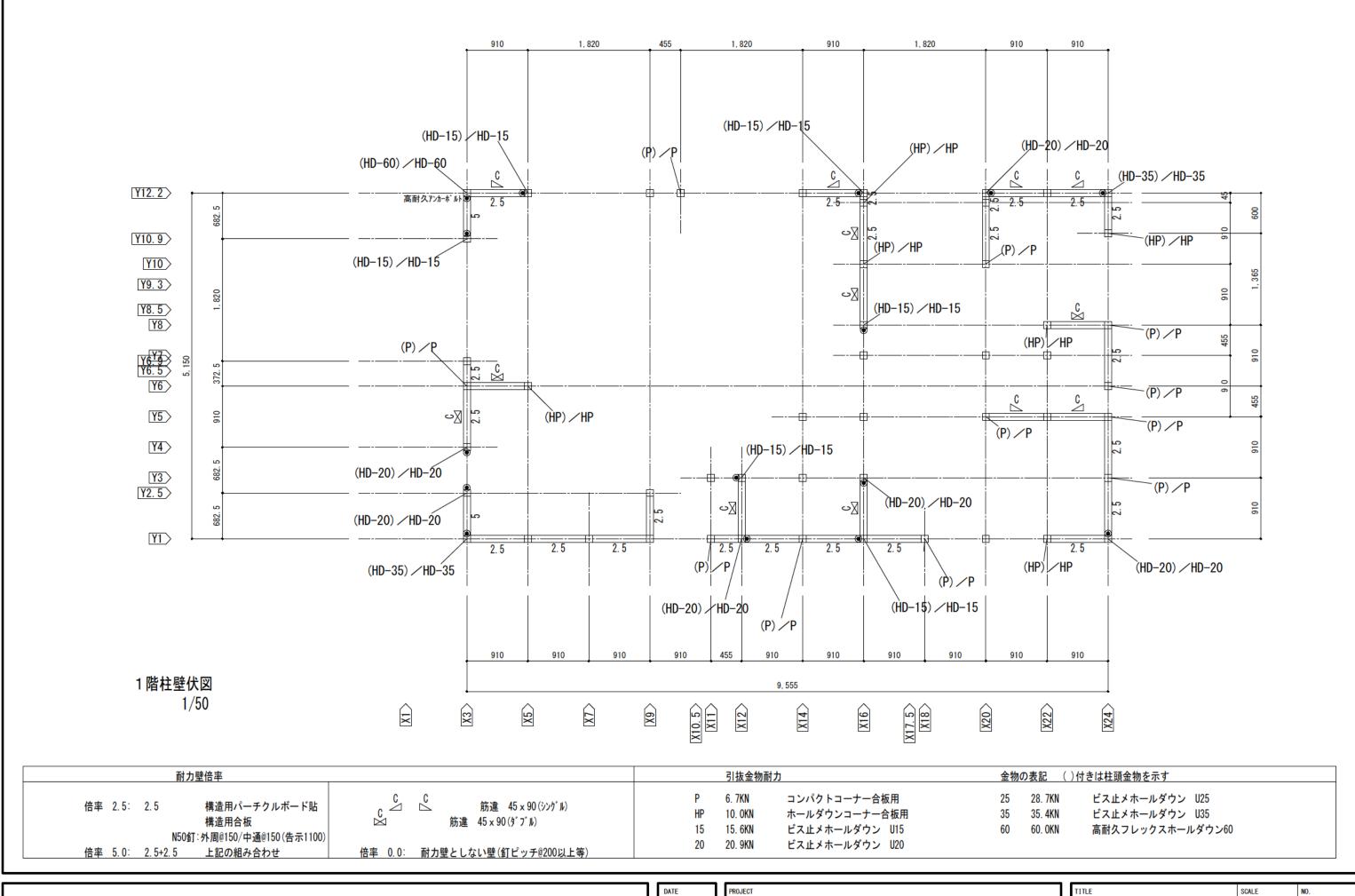


建物位置確認表 天空図半径(R) = 100.000(図寸mm)

《計画建物用》

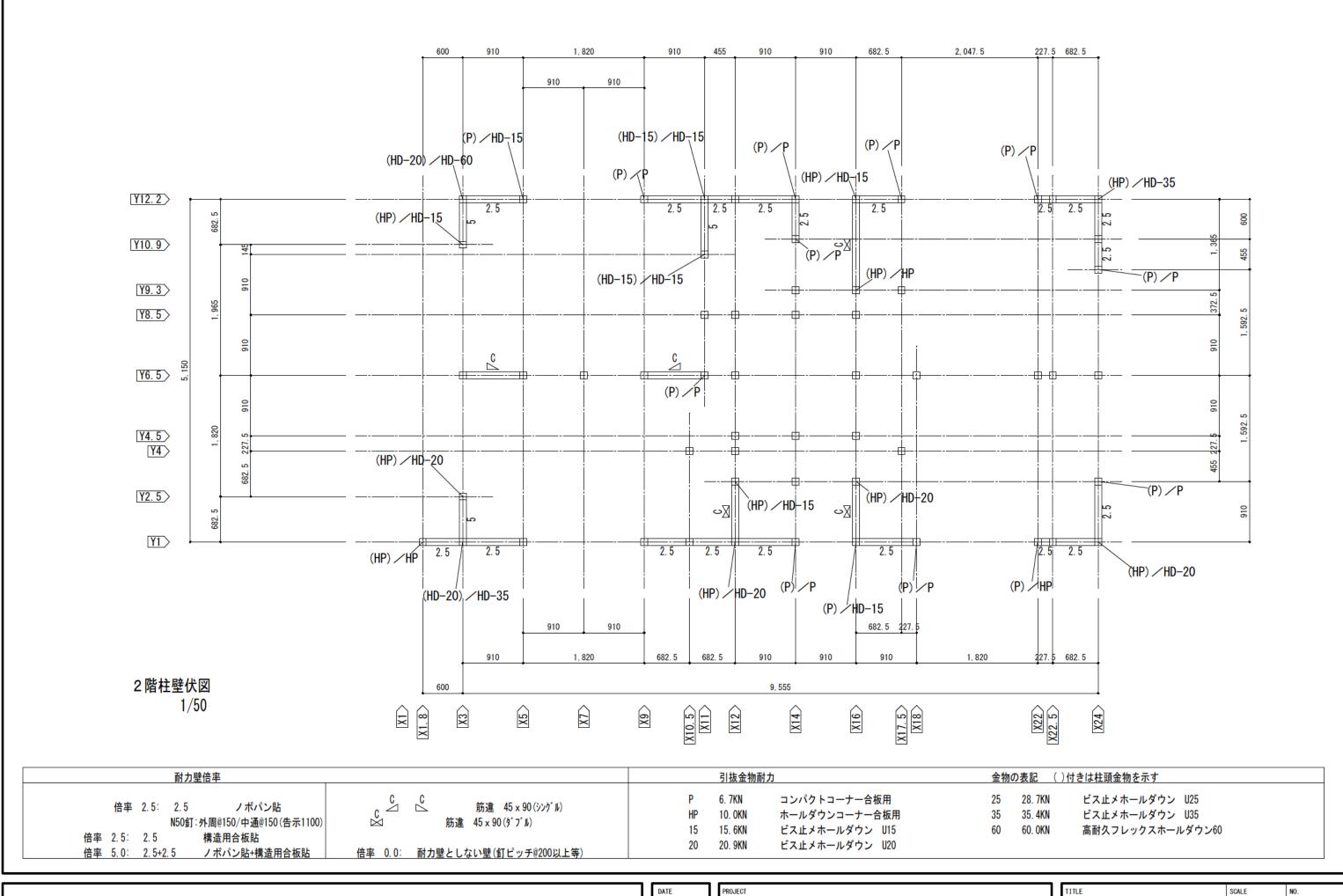
位置	配置	区		天空図		
No.	距離	高さ	方位角	仰角:h	R*cos (h)	
	(実寸m)	(実寸m)	(*)	(°)	(図寸mm)	
(1)	7. 402	9. 090	6.855	50. 844	63. 143	
(3)	8. 267	8. 795	27. 256	46. 773	68. 489	
(12)	9. 322	7. 522	44. 498	38. 901	77. 823	
(18)	9. 035	6. 156	44. 505	34. 267	82. 642	
(24)	5. 000	3. 645	3. 321	36. 092	80. 807	
(26)	19. 294	3. 645	0. 901	10. 698	98. 262	





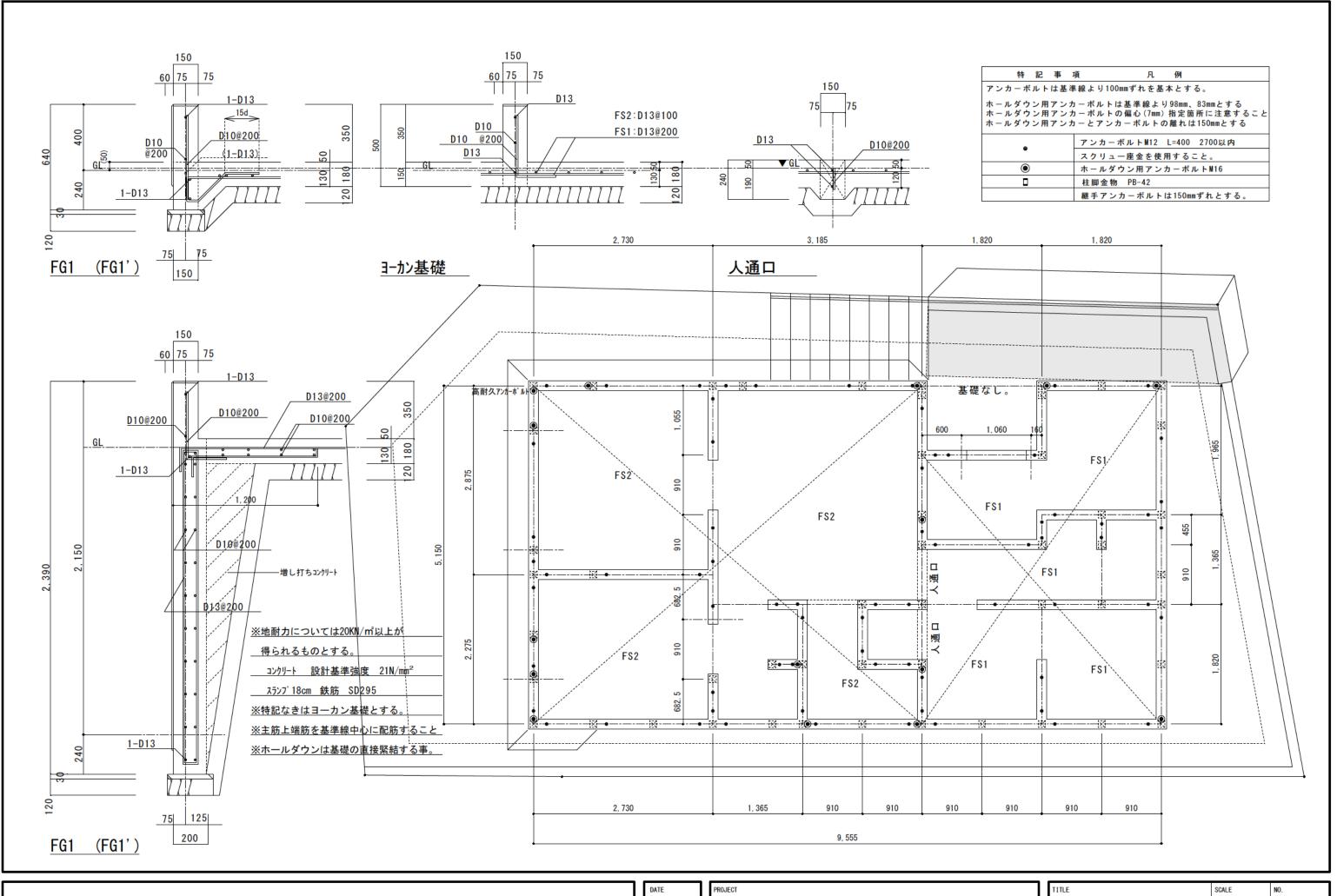
 SCALE
 NO.

 柱壁伏図1F
 1/50
 S



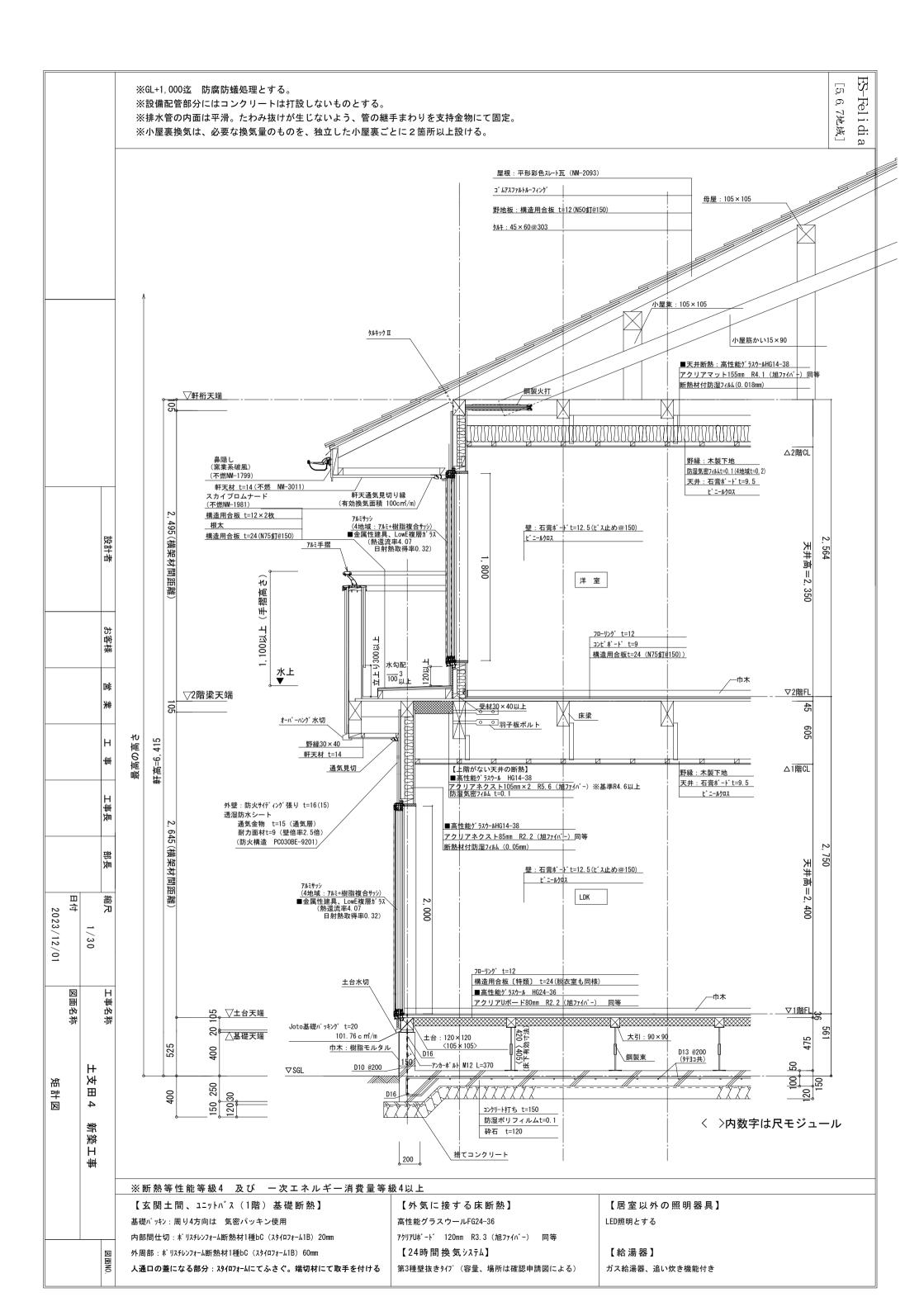
DATE

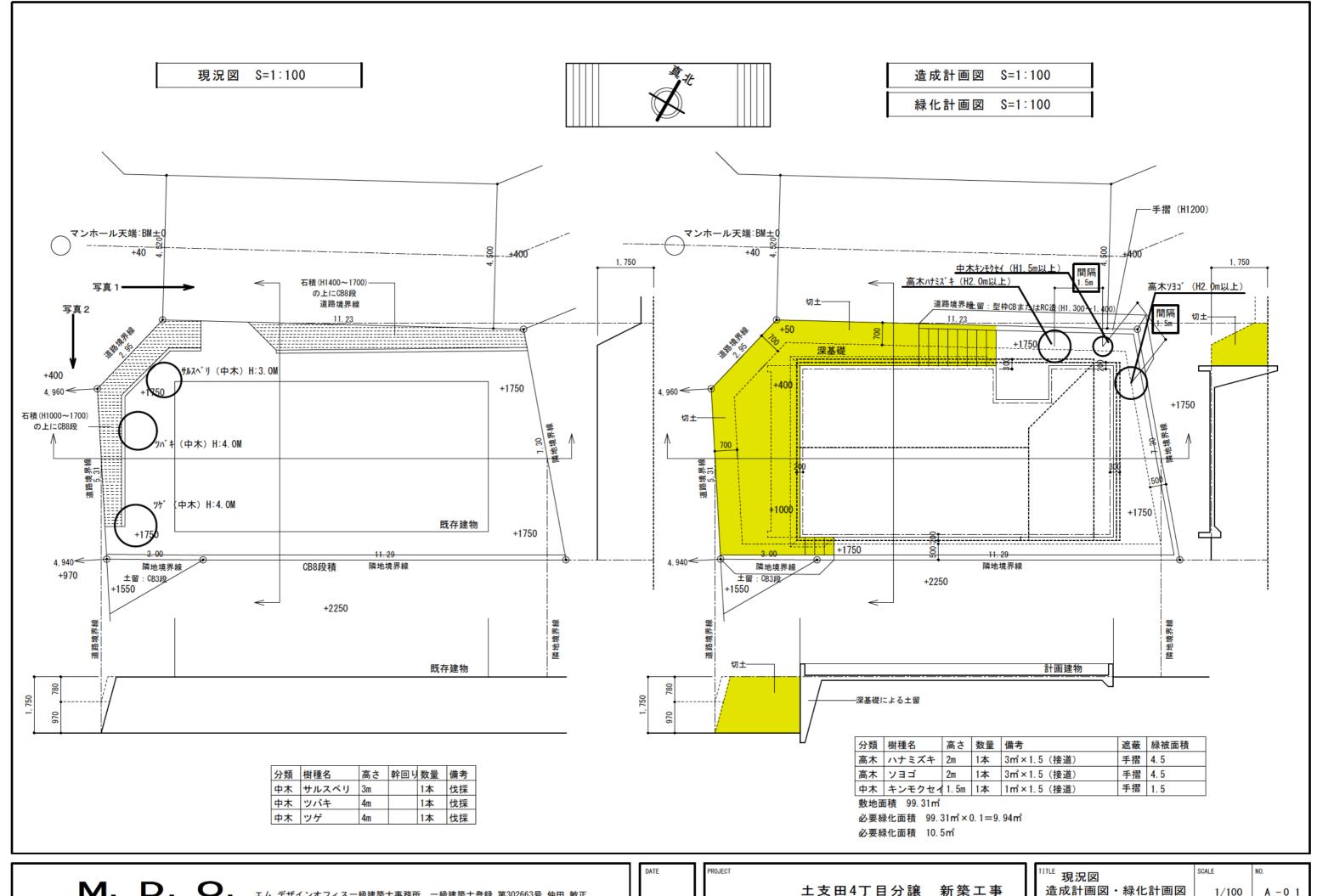
西台2丁目分譲 新築工事



M. D. こ エム. デザインオフィスー級建築士事務所 一級建築士登録 第302663号 仲田 敏正

 基礎伏図
 1/50
 S





M. D. O. エム.デザインオフィスー級建築士事務所 一級建築士登録 第302663号 仲田 敏正

造成計画図·緑化計画図 1/100

フェンスAB YR2型 (横格子②)













本体ビッチ2,000mm(フリーボールタイプ専用) ※間仕切りタイプのフェンス本体は現場切り詰めになります。 間仕切り柱は受注生産品になります。(詳細はP.937参照)





ナチュラルシルバーF フリーポールタイプ T-8









オータムブラウン フリーポールタイプ T-8

シャイングレー フリーポールタイプ T-8

ホワイト フリーポールタイプ T-8

ブラック フリーポールタイプ T-8

- ポールカノが悪攻害「会来も…」(歴攻・ナル) サルけ 1 ナノギロン 2・1 1

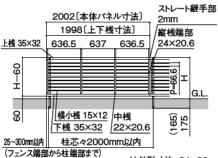
ノリーホールブイノ 回名表 【参考セット回名・本体 「枚十仕「本〈即品込め〉」								
呼称	T-6	T-8	T-10					
寸法(W×H)	2,000×600	2,000×800	2,000×1,000					
参考セット価格	¥ 23,000	¥ 26,500	¥ 31,500					
本体(1枚)	¥ 19,300	¥ 22,000	¥ 23,200					
柱(1本)	¥ 3,700	¥ 4,500	¥ 8,300					
端部キャップセットF(1セット)	¥ 740	¥ 740	¥ 740					
コーナー継手セットF(1セット)	¥ 1,700	¥ 1,700	¥ 1,700					
選 コーナー継手セットF(ポール付・1セット)	¥ 1,980	¥ 2,100	¥ 2,240					
目隠しコーナー継手セットF(ポール付・1セット)	¥ 3,800	¥ 4,300	¥ 5,000					
切詰田維桟セット(分割田・1セット)	¥ 5,800	¥ 6400	¥ 6,900					



(拾い出しに際して)

●寸法図 (単位mm)

※図はT-8サイズ



柱外形寸法=24×36)T-10の場合

柱径寸法

T-6-8-10用柱



オプション 価格表

呼称		価格
下桟すきま カバー (60用)	本体	¥ 4,800
	本体コーナー用	¥ 5,300
	端部キャップ	¥ 1,300
	取付部品B	¥ 3,200
補助柱B		¥ 470



オプション:下桟すきまカバー付 (写真のフェンスはYM2型)

- ●下桟すきまカバーはフェンス下桟とブロックのすきまを隠す部材です。
- ●フェンス1枚につき、下桟すきまカバー本体1本と、下桟すきまカバー取付部品1セットを 発注してください。
- ●下桟すきまか「八端部 1 対につき、下桟すきまか「八端部キャップ 1 セットを必ず発注してください。●フェンス本体を切り詰めた場合でも、下桟すきまか「一取付部品は最低2カ所以上で固定してください。
- ●下桟すきまカバー取付部品は最大1,000mm以内の間隔で固定してください。
- ●下桟すきまカバーの対応できる下空き施工寸法は、55~60mmまで施工可能です。
- -部など、下桟すきまカバーの拾い出しについては、規格価格表 門まわり・フェン ス・車庫まわり編(別冊)をご覧ください。
- ●補助柱Bは、フェンスABの下桟に取付が可能です。

多段柱は、P.938をご覧ください。

- ●所定の柱取付ビッチで施工してください。所定寸法を外れると製品強度が維持できなくなります。
- ●本体がT-10までのフェンスの場合は厚さ10cm以上の重量ブロック(JIS A 5406の区分16(C種)以上)を使用してください。●柱と本体連結部、および端部との距離は300mm以内で施工してください。それ以上離れると強度が低下します。
- ●ブロック塀(フェンス含む)総高さは2.2m以下で施工してください。 ●コーナー部には、安全のため柱を2本施工してください。
- ●風速・風向きによっては、風切り音や共振による音鳴りが発生することがあります。